

1. 議事日程

[平成21年第1回安芸高田市議会3月定例会第8日目]

平成21年2月26日  
午前 10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬		
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (1名)

2番 石 飛 慶 久

4. 会議録署名議員

3番 児 玉 史 則                      4番 大 下 正 幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	市民生活部長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水盤
消防長	竹川信明	消防本部次長 兼総務課長	広政康洋
会計管理者	立田昭男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重本邦明
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	南部政美	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志
教育参事	永井初男		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事務局長	光下正則	議事調査GL	児玉竹丸
書記	倉田英治		



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 それでは、皆さん、おはようございます。  
開会前でございますけれども、本日、一般質問、2日目でございます。  
昨日に続きまして多くの市民の皆さんの傍聴をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。  
なお、本日は、小田小学校6年生の11名の生徒の皆さんが議会傍聴に来ております。写真撮影等の許可もいたしておりますので、御報告をさせていただきます。  
それでは、ただいまの出席議員は19名でございます。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において3番 児玉史則君、4番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
9番 宍戸邦夫君。
- 宍戸議員 おはようございます。  
私は、高度情報社会に対応した高速情報通信網整備につきまして、市長にお伺いをいたします。  
本市では、平成17年3月に安芸高田市総合計画を策定しております。計画期間は平成26年度までの10年間となっております。この中に、高速情報通信網の充実として、最先端のシステムの整備による地域のIT化を、地域のコミュニティーの促進、住民生活の利便性の向上及び都市部と情報格差の是正、定住基盤の強化や企業の立地など、情報化時代における地域の振興につなげていくということが必要とあります。  
そこで、市長にお伺いいたしますが、現時点でこの計画をどのようにお考えでしょうか。そしてまた、どのように具体化をされようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。  
再質問は自席で行います。
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 おはようございます。  
ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。  
高度情報社会に対応した高速情報通信網整備についての御質問でございます。

高速情報通信網の整備につきましては、平成18年3月策定の安芸高田市地域情報化計画に基づき、計画的に実施をしているところでございます。特に、高速インターネット環境に対応した情報通信網の整備につきましては、平成18年度にADSL及び無線アクセスによる整備を行っております。市民の皆様に御利用をさせていただいております。

しかし、近年では、光ファイバー等を用いた超高速ブロードバンドの構築により、各家庭までサービスを利用できる整備が民間通信事業者や近隣自治体等で実施または検討をされております。安芸高田市におきましては、残念ながら民間事業者によるサービスは当面見込むことができず、また安芸高田市がこの整備を行うことは、膨大な整備費用及び運営費用が必要になることから、本市の厳しい財政状況の中では、十分な精査、検討が必要であるものと考えております。

しかしながら、ADSLが利用されない地域が存在することや、都市部や近隣市町との情報格差は将来的な大きな課題となることから、平成21年度においてRFI手法により、いわゆる企業の提案を受け、ブロードバンド市場の動向を見据えながら、整備の方向性を検討していく予定にしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 21年度の施政方針の中にも、市長はこのことについては触れられております。当然、計画を具体化されていこうという姿勢のあらわれだろうというふうにも思います。

今、市長、申されましたけれども、今現在、安芸高田市においては、市内の学校及び公共施設に光ケーブルでこれらを接続しておるわけです。これは平成13年に、安芸高田広域ネットワークとして整備したものでございますが、これによって相互の情報というのが速いスピードで交換できる。行政的事務処理等も素早く対応できるこのシステムは、公共的な住民サービス向上に大変大きく貢献しておるという状況にあります。

私がちょっと考えてみますのに、この通信システムをさらに地域全体延長して、各家庭へ光ファイバーを引っ張ってくるということになれば、ぐんと費用も安くなるんじゃないかというふうにも思うわけです。

確かにこの光ファイバーを配置するということになると、相当の経費が必要だろうというふうにも思います。しかし、この安芸高田市の将来を考えたときに、また若者定住のこと、そしてまた在宅福祉、介護、そういう福祉問題を考えたときに見ても、速いスピードで双方の交換ができるということになれば、私は大きくこの安芸高田市が将来のためにも新たな新しい一歩を踏み出すチャンスになるんじゃないかと、こういうふうにも思うんです。

相当経費がかかるということから、即これを実施するというのは大変、安芸高田市の財政状況では難しいだろうというものは十分承知しておりま

す。しかし、これを計画的にやっていくという手法もとられてもいいんじゃないかと、こういうふうに思うんです。

私は、近い将来、必ず光ファイバーというのは全国的に普及していくというシステムだろうというふうに思っておるわけですがけれども、そこらについて市長はどういうふうにお考えか。

また、今、安芸高田市の中で、向原、八千代は防災無線で安芸高田市の情報を流しておる。災害緊急事態という場合にですね。それから、そのほかの町については、農協が実施しています有線放送で対応しておる。しかし、この有線放送も、聞くところによりますと大変老朽化をして、もう取りかえが必要な時期に来ておるといふふうにも聞いております。安芸高田市の中で、この手法が八千代、向原と、それからほかの町とばらばらの情報で伝達をされていくっていうのは、どうも将来的に考えてみれば、一体化していく、一本化していくというのが、私は安全・安心のまちづくりから考えてみも、それもしかもし早いスピードで向こうの住民の皆さんが入手、対応できるというシステムがとられれば、私は安全で安心なまちづくりということで大変重要な事業だろうと、こういうふうに思うわけです。

それと同時に、例えばテレビカメラ等を設置して、相手の顔が見えるというふうなシステムでいけば、安芸高田市が目標と課題としておる住民との協働のまちづくりにも、これ大きく効力を発揮してくるんじゃないかというふうに思うんです。

再々申し上げますが、大変経費がかかるということは思いますが、計画的に実施してくという手法はとられませんか、お聞きいたします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の再質問に対してお答えをしたいと思います。

御指摘のように、非常に膨大な予算かかります。一般的には50億から60億ぐらいかかると思っています。これをいかに経費を安くするかと、将来の町を見据えた情報ネットワークの構築というのは大切な話でございます。この辺の調和をいかにとっていくかというのが大きな行政の課題でございます。

今、議員御指摘のように、現在、行政機関を結んだ分のイントラネットがあります。これを今度、今皆さん方にそれを広範囲に利用できるよというというのは、適化法の絡みとか、これから私が今度いろんな国とも折衝する大きな課題でございます。このこともしっかりしていかないけん。

それから、今のネットを利用して無線アクセスをするという手もございます。こういう手法をとると現段階の手法では大体3分の分の1ぐらい20億程度でいけるんじゃないかと。まだ、民間活用とかいう方法あるかもわかりません。しっかり勉強して、将来を見据えたこの情報ネットの構築をしていきたいと。

子どもたちが、皆さんがインターネットを見てから安芸高田市の通話が時間かかっていけんじゃ、これまちづくりに非常に支障があります。それから、将来の協働のまちづくりとか、医療体制、遠隔医療していく上でも非常にこういうこと大事になってくると思います。

いいことばかりじゃないですね。こういうことをやってくると、今度はそれを運営していく、例えば番組つくるにしても、テレビ構えるにしても莫大な人件費と維持経費が要ります。こういうことを総合的に踏まえながら、安芸高田市としてあるべき姿を模索していきたいと思っております。

具体的につきましては担当部長の方から説明させますので、よろしくお願いたします。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

ただいま市長が大枠については答弁をいたしましたけども、少し補足の説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、現在、安芸高田市で本庁、支所並びに公共施設や小・中学校に引かせていただいております光ファイバーでございますが、この開放につきましては、いわゆる総務省の許可が要りますので、その許可をとらなければいけないというのが、まず第1点ございます。さらにそれを光ファイバーで延長をして、各家庭へすべてつなぐということになりますと、大体市長が申し上げましたように50億から60億の費用がかかります。さらにそれを維持していくために相当な費用がかかるというふうに言われております。そういった意味で、光ファイバーの整備には非常なランニングコストを含めて費用がかかるという難点がございます。

もう一つは、利用者の問題であります。光ファイバーを引くというのは、いわゆる2つの目的があるわけでございます、1つはインターネット環境をつくっていくということでございますけども、残念ながら一人暮らしや二人暮らし等のやはり高齢者の皆さんのところまで超高速のインターネット環境が必要なのかどうか。それは実は使用料との関係がございまして、無料ならそれはつけてくださいということになるかもわかりませんが、維持管理費が要りますので、そういったことを考えたときに、そこまで必要なのかどうか、使っていただけるのかどうかという問題が一方であります。

ただ、行政が必要として費用を出してという、例えば議員が御指摘のように病気のお年寄りや病院等を結んで、いわゆるフェース・ツー・フェースで診断なり、または御指導ができる環境をつくると、こういったことは可能ではありますけども、すべての高齢者の家庭がそういうことではございませんで、そういった意味ですべての高齢者の方にそういった費用を払っていただいて、そういう環境をつくるのがどうなのかというのは、利用の問題として一つございます。

もう1点は、こういったものはテレビを視聴することができるというこ

とで、現在、安芸高田市におきましても地デジ放送がどのようになるかということでもいろいろ苦慮しておりますけども、当初この光ファイバーを敷設の是非を検討する段階では、いわゆる民法を含めたテレビの中継等が十分配置をされないのではないか、そのことによって辺地を含めて大量の難視聴区域が出るのではないかということの中で、光ファイバーの有効性について検討してまいりました。しかし、現在の段階では、現在ございます中継とはすべて地デジ対応になりますし、そういったことの中で共聴アンテナを整備をすることによって、大方の、やはり難視聴区域は解消するということの中で、テレビを視聴するために光ファイバーを必要とすると、こういった環境はなくなったというふうに理解をしています。

そういった意味で、多額の費用を必要とする光ファイバーの敷設が必要なのかどうかというのは、大きな疑問があるということでもあります。

一方で、ADSLにしましても周辺地域、いわゆるADSLの局舎から8キロとか10キロ離れた地域につきましてはADSLが使えないということもございますので、そういった意味では、現在の光ファイバーの先端を基点にして、それ以降無線アクセスを使っていくということは可能性としてはあるのではなかろうかというふうに思います。

市長が申しあげましたように、そのことは大体20億程度の費用で可能なのではないかということでもあります。と同時に、無線アクセスは、いわゆる40メガとか50メガと、こういった出力も可能になっておりますので、通常の使用の範囲とすれば3メガ前後というのは確保されます。そのことは、いわゆる医療の環境をつくっていく等々の部分を含めて、相当カバーできる、いわゆる帯域になっておりますので、そういった意味で100メガが出る光ファイバーを全世帯に、いわゆる個人の世帯に引かなくてはならないと、こういった必要性はある意味どうなんだろうかというふうに考えてるところであります。

一方で、企業等の問題であります。これは民間のサービス会社が、いわゆるそういった事業を起こすようにしております。実際、安芸高田市も外に出ていくインターネット環境というのは、民間のそういった業者を通じて出しておりますので、それはそれを使えばいいというふうに私どもは理解をしております。

一方で、有線放送等が老朽化しているという問題でございます。

これにつきましては、私たちも大変懸念をしております。特に大きな災害等があったときに、その通信手段は、いわゆる状況を判断をし、また適切な御支援を申し上げる、そういった環境をつくる上で大変必要なものだというふうに思っております。

そういう意味で、これを何とかしなくてはならないというのは喫緊の課題であろうというふうに思っております。

その場合、いわゆる電柱を伝って配線をしていくという方法には大きなネックがございます。いわゆる震災なり大水害等のときには、そうい

った電柱等がやはり倒壊をして通信不能になるという可能性もございますので、基本的には無線という方法になるのではなからうかというふうに思っておりますけども、いずれにしましても、冒頭、市長が答弁しましたように、RFIという、いわゆる民間企業の提案型によりまして、こういった手法研究を21年度にさせていただきます、方向性を整理をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 いろいろと具体的な答弁ありがとうございました。  
今、地デジ、電波法が改正されて、地デジのテレビで今度対応していくということになります。1軒3万5,000円の個人負担で、共同アンテナの場合は国と市とで工事費を見ようと、こういうふうに言うておられますよね。これも恐らく補助も1回切りじゃないかと思うんですね。この共視聴アンテナというのは、雷が落ちたり災害に弱い、こういう状況で、一たん壊れたものは、また共同アンテナですからみんなで負担していくというのが何百万、200万も300万もかかるというふうに聞くわけです。特に雷がよく落ちる、これは電気の関係で落ちる。光ファイバーだったらガラスですから落ちにくい、こういうふうに聞いとるわけですが、そういった面からも、私はそういった今の光ファイバーというものの必要性はこれから安芸高田市の将来に大きくかかわってくるのではないかとこのように思います。

そこらの点について、再度、全く電波にしてしまうのか、光ファイバーも希望の一つとして残っておるのか、そこらを市長さんにお伺いして終わります。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の再々質問に対してお答えをいたします。  
議員おっしゃるとおりで、いろんな手法を交えながら安芸高田市として一番あるべき姿を模索していきたいと思えます。

非常に情報通信の話は、安芸高田市の将来にとって、最初申し上げましたように非常に重要な課題でございますので、慎重に対処していきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わります。  
これをもって宍戸邦夫君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
10番 山本優君。

○山本議員 10番 山本でございます。  
さきに通告いたしましたように、市長の施政方針について大まか3点、中身で6点ぐらい市長の考えをお伺いいたします。

このたびの市長の施政方針についてお聞きしまして、就任以来の市長

の姿勢、意気込みというか、熱い気持ちが隅々まで配慮されていることがよく理解できております。この気持ちを持って公約が実現できるよう、さらなる努力をしていただけるよう期待するものであります。私としましては、その中で青少年健全育成のための施設整備、文化、芸術に関する整備、そして最後に景気対策に直結する問題について、市長の、また教育長の見解を伺いたいと思います。

まず第1に、公園の整備についてお伺いいたします。

市長の施政方針には、スポーツレクリエーション施設としての整備というのがございました。市内にはその施設、多くの公園が整備されております。それぞれ市内外の多くの人たちに利用もされております。市民が健康で元気であるということは医療費の抑制にもつながり、健康増進維持のためにも貴重な施設であろうと認識しております。

その中で、先日の子ども議会での発言にありましたが、私は少し視点を変えてサッカー公園と運動公園についてお伺いいたします。

特にサッカー公園は、プロサッカーチーム、J1サンフレッチェの本拠地であり、多くの選手、家族、サポーターの人たちが集います。その中には若い人が多く、幼い子ども連れの家族が多いのが特徴であります。この人たちの意見として聞いてみますと、大人は試合を見たり練習を見たりして結構楽しめることができるんですけども、その間、子どもの居場所がないと。遊ばせるところがないし、遊具も何もない、時間を過ごすのに子どものいい場所がないかと、できないものかという意見が多くございました。親子で楽しめる、過ごせる場所となれば、まだまだサポーター、観客がふえ、地域もにぎやかになるのではないかと考えます。スポーツの推進、充実、利用増のためにも、グラウンドの一部に簡単な施設でもいいですから、子ども用の施設、遊具などの整備をしてはいかかと思いますが、これについて市長の見解をお伺いいたします。

続いて、八千代の四季の里についてでございます。

昨年12月の定例会で、市長答弁である程度理解はさせていただきました。補正も早速つけていただきました。大変ありがたく思っております。また、この補正の実施については、私も議員の中でもボランティアで手助けしようかという意見もございます。

この四季の里についてでございますが、来年度についていろいろ問題が横たわっていることもわかっております。しかし、地元住民の方々もこの四季の里については、大変心配されておるところでございます。これについては、今後の問題点と新年度からの市の取り扱い、対応についての考え方を伺いいたします。

もう1点、前回は通告外ということで答弁いただけませんでした。美術館の入館作家が今年度また入れかえとなります。7期が過ぎまして来年度8期目となりますが、7期の作家の寄贈されたものが約105点、110点弱になります。この貴重な作品について展示方法、保存方法、取り扱い方法についても伺いいたしたいと思っております。

きのうの広報によると、四季の里で約15点の作品が展示されておるといこととございますが、まだまだたくさん作品が眠ったままの状態でございますので、その点もよく考慮していただき、見解をお伺いいたすところでございます。

それから最後に、市発注の入札制度についてお伺いいたします。

これについては、私が通告した後、きのう、おとといの新聞に最低価格を引き上げという新聞記事が載っておりましたので、行政の方はこのことはよく御存じだろうと思います。しかし、詳細は省かせていただきまして、これについて説明、また見解を聞くものであります。

現在、日本だけでなく世界じゅうが不況の真ただ中にさらされております。我が安芸高田市も例外ではございません。県の基幹産業であるマツダの低迷により関連会社が軒並み経営不振、倒産、破産の状態となっております。そういう中で、私がいつも思っておることは、公共工事の入札制度、中でも入札の最低制限価格の設定についてでございます。この2月24日の新聞記事の前に、2月18日新聞にも県発注工事の約80%が赤字という発表となっております。原因は資材高騰、燃料の高騰によるものであると言われておりますが、この価格自体が問題だろうと私は思っております。

現在、公共工事は仕事量をはるかに減っております。業者もわずかに減ってはおりますが、仕事を求める余り、どの業者も最低価格の75%前後で入札するようになっております。皆さんが75%で入札すると、これは抽せんで業者が決められるわけです。抽せんというと八千代町から美土里町の方に行かなきゃいけないときもあるし、美土里町の方か八千代町の方まで遠く時間かけて仕事に来なきゃいけないときもあります。その中で75%ということは、私たちが考えても、商売上から考えても30%の粗利率でいうと、もう利益が出ない状態です。公共工事で経済を活性化しようというときに、もうからない仕事をさせるというような、受ける方も悪いんだらうと思うんですが、この制度がある限りそういう状態になるのではないかと思います。

そこで私が考えるには、最低制限価格をせめて85%から90%の間にするれば利益も出ます。利益が出れば会社も活性化し、従業員もそれによって恩恵を預かり地域も活性化することになろうと思います。本来の公共工事の意味からいって、その辺を考えていただきたいと思うのですが、この最低制限価格について、市長の今後の取り扱い方、市長の見解をお伺いするものであります。

以上について質問いたします。答弁によりましては自席にて再質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

失礼しました。もう1点、失礼しました、抜かしておりました。グラウンドの芝生化についてでございます。

安芸高田市内には美土里小学校がグラウンドを芝生化して、子どもたちが大変健全に育っておると聞いております。これについて、私は豊平

西小学校が県内では最初に芝生化されたところと聞いて見に行ってみましたが、約1年間ぐらいかかると完全に芝生化されます。サッカー公園については全部芝生化されておりますが、芝生化することによって、子どもたちが危険なく楽しく遊べる場所になるし、利用者にとっては付加価値が上がって利用価値も上がるんだらうと思いますので、市内の各グラウンド全部とは言いませんが、学校、幼稚園、付加価値の高いグラウンドについて、今後、芝生化されたらどうかと思いますので、その件についても伺いたします。よろしくお願ひします。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの山本議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、芸術農園四季の里の農園部門についての御質問にお答えをいたします。

さきの12月定例会の御質問でお答えをいたしましたように、現在、新たな経営母体を模索するために、現法人の整理を含めて準備を進めているところでございます。平成21年度におきましては、当面、市において管理を行う計画で予算計上をしております。地域の皆様方には、大変御迷惑をおかけしておりますが、本施設の有効活用に向け、市といたしましても検討をしてみたいと考えております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、市発注の入札の制度、とりわけ最低制限価格についてのお尋ねでございます。

最低制限価格は、建設工事の品質の確保と適正な価格による受注を図るために設けておまして、予定価格の75%を下らず、かつ当該工事の純工事費に現場管理費の20%を加えた額の範囲内で、決裁権者がその都度定めております。

したがいまして、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者としております。

先般の新聞報道で、広島県が1億円未満の公共工事の一般競争入札について、予定価格の75%としている最低制限価格を4月から国の算定方式を採用して、約78から84%に引き上げることを明らかにしております。近年の公共投資の減少と価格競争の激化により、利益率が低迷していることは承知しておまして、県の動向を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えます。

なお、公園整備について及び八千代町四季の里の美術館については、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○藤井議長 　引き続き答弁を求めます。

教育長 　佐藤勝君。

○佐藤教育長 　ただいまの山本議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、サッカー公園、また運動公園の利用者の増のために、子どもが過ごせる設備を整備したらどうかという質問でございます。

御承知のとおり、サッカー公園には既に子どもたちが遊べる施設を備えております。サッカー公園の利用者も、サンフレッチェの躍進が刺激となり、平成20年の4月から12月までで3万5,000人を超えております。運動公園につきましても、利用者が5万7,000人を超えており、両施設を合わせますとやや微増の傾向にあり、決して利用が低い状況ではございません。

新たに子どもが遊べる施設を整備することにつきましては、維持管理をお願いをしております指定管理者とともに連携をし、利用者の動向を見ながら、運動公園としての本来の目的に沿った利用促進を図り、利用者の拡大につなげていく中で検討したいと考えております。

次に、グラウンドの芝生化についての御質問でございますが、グラウンドの芝生化につきましては、全国的にも注目されておるところでございます。先ほど豊平西小学校が県内で一番最初に芝生化をしたということではございますが、私が承知しております限り、芸北教育事務所管内では吉田町の郷野小学校が一番最初に芝生化をし、そして美土里小学校が全面芝生化をし、それらを見る中で鳥取方式という方式をとりながら、豊平西小学校が芝生化をしたと、このようにとらえておるところでございます。

先ほど申しましたように、本市におきましては、既に美土里小学校が芝生化しており、成果として運動能力、体力の向上のみならず、芝生コンサートや、星座映画鑑賞会など、多目的に活用し、心身ともに効果が出ているところでございます。しかしながら、芝生化は芝生の植栽と植栽後の水管理や雑草の除去など維持管理に多額な費用を要しており、今後の維持管理においては、PTAはもちろん、地域の協力も欠かせないところでございます。

いずれにいたしましても、芝生化については心身ともに効果があることから、財政状況を勘案し、平成21年度から検討します学校規模適正化計画との整合性を図りながら、地域のバックアップ体制のあるところから検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、美術館についての御質問でございますが、議員も御承知のとおり、この八千代の丘美術館は平成13年7月にオープンをし、現在7期目の入館作家の方に活動していただいております。現在1作家1作品を寄贈していただいて、保管は八千代支所で管理をしております。

また、現在、安芸高田市内で所有している美術作品、文化的資料等は、児玉希望、和高節二の作品を含めまして549点ございます。安芸高田市の貴重な財産として、適切な管理、保管をしていくための専用収蔵庫などを支所の整備計画とあわせて協議していきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

なお、展示につきましては、時期を見ながら八千代の丘美術館はもと

より、向原市民ギャラリーなどを活用いたしまして、市民にすばらしい作品に接していただく機会をつくっていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

○山本議員 再質問。

○藤井議長 再質問の許可をいたします。

10番 山本優君。

○山本議員 まず、市長の答弁の最低制限価格でございますが、説明によりますと、最低制限価格を上回ったものに落札するというのは当たり前のことでございまして、それが現在は仕事を求めるために全員が最低制限価格で一致して入札するという状態が続いているように聞いております。そうすると全部が最低制限価格です。ですから、抽せんになるわけですね。その抽せんになるという意味をよく考えていただいて、ということは、皆さん最低制限価格で受けるということは、さっきも言うたようにもうからないです。後から維持費とか何かを少し足すからといって、担当者がすると言われても、もともからもうからない仕事、利益が出ない仕事となっております。その中にサプライズな燃料高騰とか資材高騰とか人件費がどうのこうのとなった場合には、完全にもう赤字になるわけです。

だから、工事をして利益が出ないようだったら、会社は絶対成り立たないです。公共工事は何のためたくさん予算組んで出すかといったら、地域の活性化をするためだと、経済の活性化というのが第一目標にあるわけですから、利益がよう出さない、よう出さないのは事業所の努力とかあるかもしれませんが、ほとんどが最低制限価格に由来しとるんではないかと私は思っております。

ですから、県もこのように発表されておるとおりに、約85%前後の最低制限価格だったら、最低でも1割近くは利益が努力によっては出るという現実があると思うんです。その点で、市長がこれから最低制限価格、今決まってるものはしようがないと言われるのではなくて、今後、活性化のためには考えてみようと、県がやったからではなく、市もそうやって考えてみようという考え方があるかどうか、市長にお伺いいたします。

それと教育長に再質問させていただきますが、芸術家というものは孤高の人が多くて、悪く言やあ、変わった人が多いわけでございますが、たくさん作品をあるからといって、これを売るとしたら芸術家は絶対返せと言うそうでございます、売らなかつたらやらないと。だから有効活用するためにはどうするかいう、そのアイデアが大変に難しいところだろうと思います。

それが100何点、毎年15作家が入っております。今、市民の間ではどうか知りませんが、作家の間では、八千代の丘美術館いうたらもう大変な人気地域でございます。なぜかいうたら、1年間ギャラリー代がただだと。そこで無料で講座が開けて、工房が開けて、1年間過ごせるわけです。そのためには市の近くの小学校、中学校へ行って芸術の出前もしてもらっ

たり、講座を開いてもらったりしておるわけですが、芸術家の間では、今もう7期ですから100何人の方が出入りされておるわけですが、それだけ価値の高い場所になつておるわけですが、市としてもこれをしっかりと認識して、この方法を今後考えていかなきゃいけないだろうと私は思っておりますので、その辺の認識について教育長に、再度お伺いいたします。以上です。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山本議員の再質問に対してお答えをいたします。

今、19年度の入札の落札率の実態を申し上げます。19年度一般競争入札につきましては16件ございまして、落札率は83.23%です。それから、指名競争入札につきましては111件ございまして91.04%、平均をいたしまして89.6%の入札率です。議員御指摘のように、決して75%じゃないんで、その辺のところはちょっと理解をしてもらいたいと思います。

それから、私が申しましたのは、昨今こういうことを、最低制限価格を上げるということは、非常に過去は考えられなかったんですけど、昨今の経済不況状況を踏まえて、県もそういう改革を決められました。そのことを踏まえて安芸高田市も対処するとお答えしましたので、決して対処せんというんじゃないし、そういうことで御理解をしてもらいたいと思います。これからは慎重に、この落札率を踏まえながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの質問がございました八千代の丘美術館の認識についてということでございますが、入館作家の方の履歴を見ておりましたも、全国的にも有名な方がたくさんおられますし、これから先進的な作家として活躍される人を入館作家として選んで入館していただいておりますので、入館後、県美展のみならず日展等で入選された方もたくさんおられます。

次年度の、21年度入館される予定の方も日展での入選作家で、安芸高田市の出身の方も入館作家として入っていただく予定に今のところ考えておるところでございます。すばらしい作品でございますので、その作品を現在のところ売るとかどうとかいうことは考えておりませんが、基本的には、入館をしたら出るときには、これは市の方へ寄贈をするということでございますので、そのことの判断については市の方にお任せをいただきたいと思いますが、ただ、すばらしい作品であるということについては、我々も重々承知しておりますし、現在の榎原館長さんも大変な人気なんですよということを私の方にたびたびお話をさせていただきます。したがって、八千代の丘美術館は、定期的に毎年作品の展示をしておりますが、向原の市民ギャラリーにおきましても、八千代の美術館の作品の展示も昨年もさせてもらっております。今後は、すば

らしい作品をできるだけ多くの市民の皆さんに見ていただくために、秋あるいは春、2回程度展示をして、その作品のよさ、あるいはそれに感化して芸術的な活動が安芸高田市で誕生しますように努力してまいりたいと、このように思っております。

なお、自画像展も八千代の丘美術館で行っておりますが、年々作品の応募数が多くなりまして、入館作家の先生方の御指導によりまして、それぞれの学校が今までにない作品を出してくれておることについて、入館作家の先生からお話を聞かせてもらったことも申し添えておきます。以上でございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
10番 山本優君。

○山本議員 市長に再度お伺いいたします。  
入札制度については、全部が全部最低制限価格じゃないよという説明でございましたけども、私は最低制限価格を設けて出た不用額がありますよね。それがほかの事業に回って、市民の生活がもっと整備されるということもあるかと思いますが、これも大事だろうと思います。しかし、公共工事が少ない中、やっぱり事業所が利益を上げて地域に活性化をもたらすということが公共工事の命題であろうと思っておりますので、もう一度最後に、市長の入札制度の検討すると言われましたけれども、期限は切れないでしようが、どのぐらいの気持ちがあるかというところを再度お伺いいたしたいと思っておりますので最後の質問にさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山本議員の再々質問にお答えをいたします。  
業者の活性化も大きな目的ですけど、このお金を十分生かして、その公共施設を住民の方々に使っていただくというのが大きい一番最初の目的でございますので、その辺の趣旨を間違えんようにちょっとしてもらいたいと思います。

公共事業を適正に判断していくと。ただ、昨今の、先ほど申しましたように社会状況下の中、事業者の人もある程度、保護していかなくちゃいけないと思っております。

いつごろやれと、私も知事がやったからやるということは嫌いなんですけど、前向きに検討させてもらいます。これ前向き言うたら行政用語で、どういように解釈されるかわかりませんが、やる方向で考えていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わります。  
これをもって山本優君の質問を終わります。  
この際、11時10分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
8番 山根温子さん。

○山根議員 8番 山根温子でございます。  
通告に基づきまして、在宅介護に向けての取り組みについて、市長にお伺いいたします。

高齢化が進み、老後への不安が募る中、介護の充実は市民の願いであります。今回の市民総ヘルパー構想の推進は、共助の考えを広く市民に普及するためとあります。介護の知識や技術を習得することは、在宅において介護する側、される側、双方にとって有益なことだと考えます。

しかし、介護職の不足、利用したくとも介護認定の枠の制限、または費用負担の増加に伴う利用断念などの状況を見ますと、公的サービスを補うための家族介護への逆戻りではないかと懸念いたします。

このたびの施政方針において、目指される広島県一、在宅介護の進んだまちの創造における自助、共助を基調とする市民総ヘルパー構想の創設について、以下の3点における市長の御見解をお伺いいたします。

まず1点目、市民介護サポーター養成研修や2級ヘルパー資格を取得される方々、3年間で約1,500人を目標にされておりますが、この方々の介護知識と技術をどのように生かす仕組みをお考えなのでしょうか。

次に、在宅介護は1日の多くを家族などの介護者が介護を行うことが依然として多く、そして、その介護の負担の多くは女性にかかっております。家族の介護は、育児と並んで女性の就業継続にとって大きな障害となっており、仕事を持つ女性においては、その大変さははかり知れないものがあります。

2級ヘルパーの資格取得など意欲を持って臨まれる女性の方も多いと思いますが、ともすれば女性を介護の現場に縛りつける方向に向かうのではないかと懸念いたします。

広島県一、在宅介護の進んだまちの創造が、現実には、家族介護に逆戻りしたまちとならないことを願いますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

最後に、高齢化率が平均で32.7%、高い地域では42.9%の本市においても老老介護は相当に進んでいるものと考えます。老老介護の世帯や高齢化率の高い地域においては、地域における介護サポーターの存在さえも難しいと考えますが、このような地域における支援は、どのようにお考えでしょうか。

以上3点について市長の御見解をお伺いいたします。なお、答弁によりましては再質問を自席にて行います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの山根議員の御質問にお答えをいたします。

少子高齢化の進展は、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯を増加させ、家族や地域の互助の力を弱体化させました。中山間地域においては、専門職の人材が不足し、今後見込まれる高齢者の増加に、サービス基盤が対応できないということも予想をされます。

今回の市民総ヘルパー構想は、家族のきずな、地域のきずなを基本として、地域の介護サービスの充実を目的として、その担い手の基礎である2級訪問介護員の養成を図るということでございます。また、在宅介護を支援するため、家族に向け介護技術や地域の普及を行うとしております。また、地域の連帯による共助を再構築するため、広く市民に介護技術、知識の普及を図り、地域全体の介護力の向上を図るという3つの基本施策で構成をしております。

最初の介護サポーターを生かす仕組みについての御質問でございます。

基本的には、現在、社協で行われているボランティアセンターやほほえみネット、障がい者のアシスタント事業、さらには地域の互助活動であるふれあいサロンなどの地域ボランティア活動で活躍をしていただくよう考えております。また、将来的な展望としては、ボランティアポイント銀行や地域の見守り支援員などの仕組みを検討するよう、担当部局に指示をしておるところでございます。

次に、女性を介護に縛りつけるのではないかとという懸念、家族介護に逆戻りしたまちななるのではないかとという懸念についての御質問でございます。

介護保険制度は、男女共同参画社会の実現を目指し、女性の社会進出を図るため、介護の社会化を目指した制度でございます。こうした趣旨については、市民総ヘルパー構想の中にも生かしていく必要があると考えております。また、家族介護に逆戻りをするのではないかとという質問でございますが、第4期の介護保険事業計画においては、認知症グループホーム整備や小規模多機能型居宅介護など施設介護にも配慮し、在宅介護サービスの充実も図るよう計画をいたしました。このたびの市民総ヘルパー構想における2級訪問介護員の資格取得支援は、地域の介護サービス基盤の充実を目指すものでございます。御指摘をいただいております2点につきましては、十分配慮し、事業執行を行いたいと考えております。

次に、老老介護の世帯や高齢化率の高い地域における事業の進め方についての御質問でございます。

御指摘をいただきますように、地域の高齢化が進み、国勢調査で見ますと、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯は、高齢者がいる世帯の約半数に上っております。地域によりまして、いわゆる限界集落が多くを占めている状況でございます。こうした地域にこそ介護サポーターが必要である反面、担い手が不足をしているジレンマがございます。

介護サポーター活動に向けては、基本的には隣人のきずなを尊重しな

がらも、高齢者の日常生活圏である旧町単位での地域互助の考え方で進めていきたいと考えております。そこには民生委員さんを初め地元商店街の力や団塊世代の力など、市民協働のまちづくりとして進めていきたいと考えております。

今回の市民総ヘルパー構想の取り組みにつきましては、県下でも初めての試みでございます。住民の皆様の御協力は無論のこと議員の皆様方におきましても御支援、御協力のほどをお願いを申し上げます。どうかよろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

8番 山根温子さん。

○山根議員 市長の御答弁の中に、このたびの施策は介護の社会化を目指したものであって、私が申しあげました不安については十分配慮し事業執行するとお答えをいただきました。

安心をするところではありますが、この制度を上げられた中について、担当課に問い合わせたところ、本市における在宅で介護している家族の統計数値はないというお答えをいただいております。つまり、だれが、だれを介護しているかという具体的な現状把握はできていないということだと理解しております。

介護保険以前は、サービスの需給について、行政窓口は知っていることが多いと聞いておりますが、介護保険以降はケアマネージャーに任されて、介護保険行政は資金の管理と事業計画づくりなどになっており、一人一人の利用者については知ることができなくなっているのではないかと、そういう現状があるのではないのでしょうか。

本市の現状がわからない中で、私が調査した結果を御紹介いたしますと、2002年7月に在宅介護への意識と実態調査を全国規模で行った調査結果があります。

調査対象は、全国の介護、支援を要する介護保険制度を利用されている65歳以上の高齢者を在宅で介護している主たる介護者のうち、35歳以上の男女に対して行われ、回収率は79.1%、サンプル数としては530と少ないものではあります。これには具体的に介護する人、介護される人の平均年齢、性別等も出ておりました。介護する人、介護される人の平均年齢はそれぞれが56歳と83歳で、介護する人の96%、そして介護される人の70%が女性であります。お嫁さんがおしゅうとめさんの介護をする実情を示していたそうです。また、介護する人の実に7割以上が自分が頑張らなければならないと強く思うことがあると答えております。

また、この調査結果から、介護の分担の理想と現実も明らかになっております。家族と親戚で介護を分担すべきと考える人は8割以上、しかしながら実際には、47%が家族、親戚の中での介護者は自分だけという現実が浮き彫りとなっております。そのような中で、介護者の大半が疲労感、不安感、犠牲感を感じ、介護が心身に大変大きな負担を与えている

ことが想像できます。

御紹介しました調査を行った団体は、2006年6月にも在宅介護の実態調査をしておりまして、在宅高齢者の主な介護者の意識と実態に関する調査からは、主な介護者への周囲の精神的サポート、介護者支援が大変有効であるという調査結果を出しております。これらの調査は、がんばらない介護生活を考える会という医師、看護職、介護アドバイザー、心理カウンセラーなど高齢者介護、医療分野にかかわる専門家が集まった会が行われたものです。

日本の在宅介護の現場では、介護する人にも介護される人にも、頑張らなくてはならないという意識が強く働き過ぎる傾向があり、その背景には、介護を頑張ることが愛情表現であるという思い込みや、よき介護者でなくてはならないという周囲からのプレッシャーがあるといえます。一人で歯を食いしばって介護するのではなく、社会的なサービスなども上手に利用して、介護する側にもされる側にも過度の負担をかけない、優しいケアの考え方を提唱しております。

今回、私が調査していくうち、このような介護の長期化と重度化が進む中、頑張り過ぎず、肩の力を抜きながらの頑張らない介護に向かっている流れがあることを知りました。頑張らないことによって、介護する方もともに過ごす時間を楽しめ、そして介護される方も遠慮せずとともに生きていることを楽しめる介護の実現を目指すものでありたいと思います。

家族介護における全国調査からの結果と、介護に対する考え方の変化を御紹介いたしました。

さて、このように介護する側を支援する在宅サービスの利用率が介護の社会化がどれほど進んでいるかの比率とも言われております。多様な家族形態と介護の実情に応じた支援を進めるのであれば、現状の把握と分析は欠かせないはずでございます。

本市の在宅サービスの利用と、こういったサービスを普及させていくことが在宅介護を進めることになるのかなどについて、しっかりと現状把握と分析されて計画を立てられることが、県内一、在宅介護が進んだまちを目指す第一歩と考えます。

市長は、市民総ヘルパー構想は、知識をたくさんの方に共有していただくこととも言われております。それも大変大事なことと受けとめますが、利用者側の課題もあります。利用者である高齢者が嫌がる、家の中に他人が入ってくるのが嫌だなどの抵抗感により、在宅介護サービスの利用が進まないとも言われております。実際、本市の訪問介護利用率は、身体介護、生活援助合わせて17.8%、このうち生活援助の利用者は12.7%です。20%にも達しておりません。こういった数値と利用者の抵抗感、頑張らなければという意識を持って介護されている方々、女性もきっと多いと思いますが、このことを考えますと、市民介護ヘルパーとして、習得した知識と技術を生かす機会が余りないということもあり得るので

はないか、また介護者が習得した場合には、さらに頑張らせてしまうのではないかと不安がいまだにあります。このことについて、市長はどのように受けとめられるのでしょうか。

また、2大介助とも言える入浴介助と排せつ介助のうち、入浴介助については、訪問入浴サービスが本市においては、唯一高美園の1カ所のみにて行われていました。しかし、これも看護師の不足により市内の事業所では提供できなくなるということを聞いております。訪問入浴サービスの需要がある中、市の事業所において提供できない状況があることを市長はどのように受けとめられ、どのように対応していかれるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の再質問にお答えします。

統計的なデータやら貴重な資料に基づいての御提言ありがとうございます。行政といたしましても、先ほど数量に基づいてということじゃないんで、長期計画においてちゃんと数量を把握して、こういうことには対処してるつもりでございます。ちょっと担当の方とよく話をしておきますので、よろしくをお願いいたします。

基本的には、今考えているのは、現在のサービス提供を怠るというんじゃないんですよ、絶対に。これからの安芸高田市をこれからちゃんと老人を守っていくためには、こういうことが一番だろうということで、このたびこの提案をしております。今までのサービスを受けると同時に、こういうようなことを先に基礎的な項目としてやっとうんが今回の市民総ヘルパー構想です。

それで、将来には、来年、再来年あたりから、国の方とすれば施設支援に対する施設援助がなくなってくる、これも。県はまだあるって言ってますけど絶対なくなってくる。もうこれに対応するために、そのためには今からは何をしとかないけんかというのが大きな行政テーマです。国が言ってきたんじゃ、もう遅いです。安芸高田市、高齢化が進んでいます。このことをしっかり市民の方と考えていこうというのが、今回の市民総ヘルパー構想であり、在宅支援の広島県一番進んだまちづくりだという提案でございます。

そのために、在宅支援に向かって、実は去年の私が市長就任してからすぐやったことがございます。リフレッシュサービスというのをやっています。これは、家族を介護をしている方のリフレッシュを行っています。今もやってますけど、非常にこれ皆さん要望が強くて、何ぼ親戚でも家族でも365日同じ家族しよると非常に介護疲れがするんだということで、1年に1回か2回、このことを安芸高田市新規事業として9月に予算はなかったんですけど実施をさせてもらいました。これも将来の在宅介護をにらんでの話です。

そういうことと、それからもう一つは、男女共同参画もございますけ

ど、いわゆる地域の皆さん方とか地域のパワーをちょっとかしてくださいといつも言ってます。男女共同参画社会では、地域の女性の皆さん方の権利を守ってあげると同時に、皆さんが取得されてる介護士とか介護とか、いろんな資格を貸してくださいと、そうしないと将来の少子化に向かっての人員確保ができなくなりますよということを訴えとるわけでございます。

それと、こういうことは、それから介護者が少なくなってくると、また外人に頼るといこともございます。外人に頼っても、もう例えば現在受けてるサービス、言葉の違う人が介護に来るわけですよ、生活習慣の違う人が。ある程度、住民の方々が知識を持っておらんと、今の充足度はできません。そういう意味で勉強しましょうといこともございます。こういうようなことを総合的に考えて、そういうサービスをしていこうといことです。

それで、これも書いておりますけど、将来的には、今、国と交渉しているのは、いわゆる自宅介護においても支援を得られるようにしようといことも言っています。国はまだ首振ってませんよ、だけどこっち向いてますよ、少しは。だから、自宅介護を得るためには、ある程度の資格が要るんじゃないかといことも将来予測されるんで、このたびのヘルパーにおいては、知識として勉強される方と、資格要件のある人と2つに分けてみようかといことを今提案をしてるところでございます。

それから、将来、国、県が、いわゆる資金的に当てにならんようになったときに、いわゆる介護をやっぱり貸し借りをするような仕組みをつくらうといときにも、こういう資格要件が要るかもわからんといことで、こういうことを今考えとるわけでございます。

これ、今、模索しているわけです。先生、いいことがあったら教えてください。どうやったらええんかといのを一生懸命考えとるんです。これ広島県でうちしかやってないですよ、これ。だから、おっしゃるように、これが女性に逆戻りするかいいうんじゃないしに、どうしたらいいかといことをみんなで一緒に考えていきたいと思っております。

このことをみんなで一緒に考えることによって、広島県、日本がつぶれても安芸高田市は生き残れる体制づくりができると、私は自信を持っています。

施設介護も、もう国、県は補助してくれません。ただ、間違っちゃいけないのは、今の施設を大切にせんというんじゃないですよ。これは十分大切にしていきます。例えばグループホームとかこういう制度活用は十分していきます。しても充足度は国としては対応してこんと思います。それで我々がヘルパーを、怠るといいうんじゃないです、介護を。ある程度地域の力、協働をしてもらうことによって、我々のこれから施策がうまく執行できるんじゃないかといねらいを持っております。決して行政がサボるといいうんじゃないです。

私はこのことは、自主防災からちょっとヒントを得て思いついたんで

すよ。自主防災、我々が、消防署が行く前に、地域の方々が応急手当てしとってくださいと、・・・来るけ、あんたら来るんじゃけ、消防署来るの待つよといたら、死んでしもうちやつまらんと、ある程度のことは自分でやっとなってくれと、ちゃんと行政も行きますよというように、このようなことを今考えております。介護もそうだと、できることは自分でやっしていこうと。それから、外人とかそういう方にゆだねにゃいけん介護のハンディは自分らの知識をもって補おうじゃないかという簡単な発想でございます。

それからもう一つは、老老介護です。非常に年寄りが年寄りの介護、特に高齢化率が32%、広島県の15年先を今、安芸高田市行っています、もう。そういうことを対処するためには、やっぱし皆さんがお互いに知識を持って、近所の共助とか、こういうことをしっかりやらないと、国を頼ってもなかなか支援は、満足度は低いと思います。このことを一緒に考えていこうということでございます。高齢者を抱える安芸高田市が、今、何を考えないけんかということを経験の皆様方と一緒に考えていきたいと思っております。

どうか一生懸命頑張りますんで、よろしく御支援のほどお願いいたしたいと思っております。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時35分 休憩

午前 11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 それでは休憩を閉じて再開をいたします。  
再々質問の許可をいたします。

8番 山根温子さん。

○山根議員 市長がこのたびは共助ということで、地域の力をしっかりといただいて頑張っていきたいとおっしゃっております。安芸高田市は協働のまちづくりを掲げて、これまで合併してからやってまいりました。本当にこの厳しい状況の中、地域の市民の皆様のをいただいて、皆さんともに頑張っていくことは必要だと思います。

その中で、先ほどから介護ヘルパーについても、社会的な評価を将来的には考えていくという言葉もいただきました。また、私から言わせていただけることがあるとすれば、介護にはどうしても主たる介護者というものができてきます。この高齢化の中、本当に介護が10年、20年と長期化している現状がございます。そして、高齢な被介護者を見るために、その時間的なものを10年、20年ささげて、その中でみずからの疾病にも気づかず、気づいたときは末期のがんであったという話もよく聞いております。そういった意味で、主たる介護者への周囲からの精神的サポートだけではなく、また時間的なしっかりとしたサポート体制をこのたび

の市民総ヘルパー構想の中であつていただくようお願いしますとともに、これからしっかりとともに考えて検討していきたい課題だと思つております。答弁は結構です。

○藤井議長 以上で山根温子さんの質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 12番 政友会の秋田でございます。  
私は、農業の振興と教育の充実という点から、通告書に基づき大枠3点についてお伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、広島北部農協と行政の連携による農産物生産の取り組みについてでございます。

施政方針におきまして、多彩な生産と交流のまちづくりの中で、農業の振興についてはいろいろな取り組み、支援等を述べられておられます。その中で、農畜産物の生産、出荷、供給、販売の各体制の確立には広島北部農協との連携は必要不可欠と認識いたします。とりわけ野菜につきましては、八千代町にできる農産物直売所、アグリフーズ、市内産直市、また将来的には給食センターと生産について、需要と供給のバランス等、課題が出てくるのではという懸念がございます。

広島北部農協が主体ということでございますが、将来的な計画を持った取り組みが必要と思われまふ。広島北部農協では、G O 55作戦という中長期営農振興計画のダイジェスト版を配られ、5年計画を打ち出されておられます。農業振興を図るといふ観点から、農産物生産、野菜生産では施策展開において行政の介入は重要な意義があると思ひます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。1点目といたしまして、取り組みについて、市の役割等の見解について伺ひます。2点目として、営農指導など北部農協と行政の連携はどうなつてゐるのかあたりをお伺ひいたしたいと思ひます。3点目として、農産物生産の将来展望、計画についての御見解をお伺ひいたします。

次に、2点目といたしまして、農林畜産業における雇用確保対策についてでございます。

農業雇用の受け皿の全国的な広がり、林業に就職する緑の雇用を農業農村再生の好機にするとか、また農水省と厚労省が連携して農村定着策を探るため雇用対策本部を設置など、農林畜産業の雇用対策が全国的に高まつてゐると思われまふ。

急場しのぎではない将来にわたる雇用の定着のための課題は多々あるかと思ひますが、景気悪化を受けた農林畜産業の雇用創出においては、農業の担い手確保、林業における雇用対策、畜産業による雇用確保など、今後の農業振興に多大な影響を及ぼし、雇用対策の向上は農業の発展となり、財源確保につながると思われまふ。また、緑の雇用としての企業誘致なども考えられると思ひます。

こうした点から、本市においても将来を見据えた取り組みが必要と思

うのですが、市長の御所見をお伺いいたします。

3点目といたしまして、安芸高田かがやきプランに沿った教育の充実についてでございます。

施政方針で、安芸高田市総合計画の年次実施計画としての安芸高田かがやきプランに沿った学校教育の充実と推進に引き続き努めるとありますが、安芸高田かがやきプラン実践プロジェクトのうち、確かな学力の向上と健やかな体の育成について質問をさせていただきます。

学力向上では、平成20年度に県内で初めての学習補助員を配置をされ、その成果として、児童の学習習慣の定着、学習意欲の向上等を掲げられておられ、21年度は全小学校に拡大配置され、きめ細やかな指導支援、家庭における学習習慣の基盤づくりを推進されることとされています。学習補助員の配置は、成果として学力向上を求められることだと認識はいたしておりますが、結果として効果が求められると思います。その効果はどこに求められるのか、また具体的にはいつごろの目標をお考えなのか、お伺いいたします。

次に、健やかな体の育成についてでございます。安芸高田かがやきプランでは、体力の向上として新体力テストの結果分析による授業等改善指導を掲げておられます。本年1月に公表されました全国体力テストの結果において、本県の中学生体力低下が目立つことが取り上げられていました。具体的には8種目の数値を得点化した体力合計点が、男女とも全国47都道府県で30位であり、運動量の減少など、生活習慣の変化が理由となっていました。

こうした中で、本市の状況はどうなっているのか、授業等改善指導の取り組みについてなどお伺いいたしたいと思っております。

再質問につきましては自席で行わせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、広島北部農協との行政の連携による農産物生産の取り組みについての御質問でございます。

議員御指摘のように、地域農業者の団体である広島北部農協と地元行政は常に連携し、それぞれの施策を展開していかなくてはならないと認識をしておるところでございます。

まず、1点目の市の役割でございますが、行政としての役割は、市内各地域の農業者が安心して安定した農業経営ができるよう支援することであり、必要な施策を実施することだと考えております。そのためには生産団体である農協との緊密な連携が不可欠であると存じております。

次に、2点目の営農指導における連携につきましては、平成18年度から市と農協が共同して農業技術指導員を設置し、農業技術の普及及び指導を行っております。毎月2回の農協の営農指導員との打ち合わせ会議など、具体的な営農指導について常に情報交換し、市の農業振興の方向性を確

認をしているところでございます。

3点目の農産物生産の将来展望につきましては、アグリフーズへの供給に加え、民間による新たな産直市の展開、さらには給食センターへの地元農産物の供給など、市内の農産物の販路は拡大傾向にございます。一方、生産者は高齢化や後継者不足等が進行し、生産量は減少傾向にあるのが実情であり、今後必要な農産物をいかに確保していくかが大きな課題でございます。

市といたしましては、生産規模の拡大を推進をするとともに、地産地消の取り組みを一層強化をしてまいりたいと存じております。

なお、広島北部農協では5年後の販売高55億円を目指した第2次中長期営農振興計画を策定されており、行政も計画実現に向けての支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、農林畜産業における雇用確保対策についての御質問でございます。

世界的な経済危機の影響により雇用不安が拡大する中、農林水産業分野への就労が期待をされており、就業者をふやそうということで、国においては2月18日に農林水産省雇用対策推進本部が設置をされました。農水省は、新規就農相談センターなどと協力し、農林水産業の求人情報を提供するなどしておりますが、1,838人の求人に対して、就業が決まったのは2月18日現在で584人であります。求人側と応募する側との考え方の違いが課題になっているようでございます。

農林水産業への就業は、ある程度の知識がないと難しいため、必要な基礎知識の研修が必要であり、独自の市での対応にも限界がございます。安芸高田市といたしましては、市内の失業者の皆様に対して、広島県の緊急経済・雇用対策で実施される農林業への就業研修等の参加についてPRし、研修後の市内の農林畜産業への就業について要請をしてまいりたいと考えております。

また、研修後の受け入れ先として、農業生産法人や畜産農家、森林組合等へ情報提供等を積極的に行い、市内の雇用の確保に少しでもつながるよう努力してまいりたいと思っております。

そして、新たな企業誘致につきましては、市内の誘致マップの作成を行い、関係機関等へのPR活動をさらに推し進めてまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

なお、安芸高田かがやきプランに沿った教育の充実につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、安芸高田かがやきプランに沿った教育の充実について御質問がございました。

初めに、確かな学力の向上についてでございますが、御承知のように平成20年度においては、9月以降、小学校3校に学習補助員を試行的に配

置し、学力向上に取り組んでまいりました。6カ月試行した結果、学校からは、漢字、四則計算の習得等、児童個々の目標を達成してきているばかりでなく、算数が好きになったという児童の声等、学習意欲の向上に関する成果、また、宿題の提出率の向上等、学習習慣の定着に関する成果が報告されております。

学力向上の基盤は、勉強がわかる、勉強が好きといった学習意欲と、学力定着のための家庭での学習習慣が重要となってきます。教育委員会といたしましては、学習補助員配置の効果として、学校から報告された児童の変容等から、学習意欲の向上と学習習慣の定着という点で、この制度の手ごたえを感じているところでございます。

なお、学力の向上につきましては、一朝一夕に数値として成果が出るものではなく、中期的なスパンでの検証をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

次に、健やかな体の育成についてでございますが、1月に公表されました全国体力テストでは、議員御指摘のように、広島県は運動量の減少などによる生活習慣の変化を背景として、特に中学校で、47都道府県で30位と低迷した状況が報告されたところでございます。

安芸高田市内の児童生徒の状況でございますが、5年生は男女とも8種目すべての項目において全国平均を上回り、全国的にも上位クラスに位置し、かなり高い成果が見られました。中学校2年生につきましては、男子は8項目のうち5項目が、女子は8項目のうち6つの項目において全国平均を上回り、体力合計点については、小学校児童と同様、全国的に見ても上位に位置しております。

課題といたしましては、小・中学校とも握力、長座体前屈であり、筋力、柔軟性については、今後強化していく必要があると考えております。今回のテスト結果を受け、課題となる項目を授業の中で継続的に強化するなどの授業改善や、授業の間の時間を利用して計画的な体力づくりの実施、さらに中学校運動部活動の活性化のための支援に取り組み、運動能力の向上を図り、元気で活力のある児童生徒の育成に尽力してまいりたいと考えておるところでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の質問に引き続き、再質問を許可いたします。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員

午前中に御答弁をいただき、お昼休みをいただいて、考える時間をいただいたのですが、なかなか考えは固まっておりませんが、御答弁

と重複する部分があるかも知れませんが、具体的に質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の市の役割についてということをお伺いしたわけですが、施政方針等では担い手の育成であるとか、地域の実態に即した支援であるとか、あるいは農家所得の向上、機械導入による条件整備、あるいは小規模農家を含めた営農体系の構築ということが、市としての役割というような形で述べられていると思うんですね。

市長答弁の中で、安心して取り組める農業の支援だということが、まず一番のようなふうに御答弁されたかと思いますが、再質問といたしましては、農産物の生産について、市の役割は先ほども施政方針の中の一文を紹介させていただいたように、地域の実態に即した支援を行うということが私も重要だと思いますが、それぞれの町ごとに生産条件にも違いがありますし、農産物にも町ごとの特色があると思われま

す。また、農家規模の違い等もあり、とりわけ小規模農家が多い本市においては、国が望む施策展開、いわゆる集落営農組織の育成であるとか、法人化に向けた取り組み等に課題が多々あるように私は思っております。とりわけ野菜生産につきましては、小規模農家の生産が大変重要だと考えられ、少量多品目、こうした部分について行政としての支援が必要になってくると私は思います。

その支援の内容は、農家所得の向上であり、補助金的支援が大切だと私は思うのですが、そこらあたりの市長の御見解について1点お伺いしたいと思います。

また、このことで昨年度整備されました野菜の長期保管施設でございますけれども、このことが生産の面からどのように有効活用されているのか、また、今後生産面においてどのように活用されるか、お考えがあれば答弁いただきたいと思います。

それから、2点目の営農指導など北部農協との行政の連携ということでございますが、月に2回の定例会と申しますか、会議を持たれて連携を図っておられるという答弁だったと思います。

それで、農業技術指導員の設置というのが、農家への技術指導強化を図るということで設置されたというふうに昨年度理解しておりましたが、ここのあたりで、支援員さんの農家に対する本当に技術指導が十分対応されているのかどうかということが私はちょっと懸念があると思われるんですが、そこらあたりの御見解をお伺いしたいと思います。

それから、3点目の農産物生産の将来展望計画については、市長答弁では、販路は拡大傾向にあり、また生産量は逆に減少傾向、最もこの産物の確保が大切だというふうに答弁されたかと思いますが、冒頭にも質問の方で述べさせていただきました北部農協では5カ年の振興計画を策定されて、農家所得アップのための営農体制強化であるとか、産地づくりのための野菜づくりなど、生産基盤強化を図られようとしておられます。

本市における地産地消事業にも行動計画策定等を今年度上げられてお

られますが、市としての行動計画、振興計画も含めて、どのように今後、策定も含めてお考えになっているのかというところと、また、振興計画はやはり私は作成されて取り組むべきだと思うんですが、そこらあたりの御見解をお伺いしたいと思います。

それから、大枠2点目の農林畜産における雇用確保対策等は、国の事業等も答弁の中で御説明いただいたかと思いますが、新たな企業誘致などは誘致マップ等の作成等行っているいろいろな取り組むというような答弁だったと思うんですが、市長は施政方針において、時代が大きく転換しようとしている今、皆様の先頭に立ち、困難な課題に果敢に挑戦することを述べられておられます。農業にとっては、まさしく今が時代が大きく転換している時期だというふうに私は認識いたします。

農水省の先ほどの雇用対策推進本部の設置であるとか、また、厚労省との連携による雇用対策基金の活用対策であるとか、また、県では国の交付金や基金を活用する形で離農者への職業訓練を通じて人手不足が深刻な農林業などへ誘導を図るなど、中長期的な布石づくりを鮮明にしているんだということも報道されましたし、先ほども答弁でもいただいたかと思うんです。

このあたりの施策をしっかりと利用した取り組みを雇用対策、農業の方の雇用対策として考えていただきたいと思うんですが、そこらあたり市長の御見解を再度伺いたいと思います。

それから次は、教育の充実についてでございますが、学習補助員の設置による効果はという、本当になかなか答弁でもございました、一朝一夕の成果では出るものではないところの成果をお伺いしたわけですが、当初、学習補助員、家庭支援員の設置は昨年9月以降という中で、成果の判断は本当に5カ月ですか、今。私も成果として、あるいは効果としての答弁は本当は難しいんだと思うんですが、設置当初は学習補助員も家庭教育支援員も一体的な連携により、成果があれば増員という形での20年度の施政方針での取り組みだったように思います。

今年度は、全校への配置ということでございますが、この家庭教育支援員と学習補助員の連携については、本当に5カ月の成果等は、連携についての成果というのはどうだったんであるかという点を1点お伺いすると、また、効果として私が思うのは、学力の向上のみならず各学校の教員に対してどうであったのかというような判断も報告があったのか、あるいは教育長の判断はどういう見解なのか、2点お伺いしたいと思います。

例を挙げれば、これも報道でございますが、広島県においては教員の病気休職がふえているんだというようなことも報道されておりますし、全国の2倍だというような、少し大げさかもわかりませんが報道がなされております。

そういった中で、また学校現場にも多忙感があるというような現実も否めないような状況であるというふうに私も判断してはいるんですが、そう

した意味では学習補助員、家庭教育支援員の位置の意義が本当に深いものがあり、このことが、こういった今の事例に対しての効果を及ぼすのではないかというふうに考えるんですが、そこらあたりの教育長さんの御見解をお伺いしたいと思います。

それから最後に、健やかな体の育成ですか、については、本市は全国平均は上回っているんだという答弁でございましたので、格段このことに対しての質問という意味ではないんですが、あくまでも平均値での平均を上回っている、安芸高田市全体での平均値が上回っているというだけで、やっぱり各学校ごとに違いがあるんじゃないかというような気がするんですね。

何でこの体の育成について取り上げて質問させていただいたかという、学力向上対策の基本となるのは、やっぱり健やかな体でないとも伴わないという感覚の中で、どうしてもこの部分は避けて通れないと。食育等の話も上げられておられますが、そういった中で、私はしっかりとこのことは取り組んでいかないといけないという判断からこの質問をさせていただいておりますが、各学校ならでの対策等が必要であれば取り組みをなされるのかどうかというような御見解を再度お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の再質問にお答えいたします。

農業を取り巻く状況、非常に厳しい状況なんで、これとって決め手がないのが全国的な課題なんで、安芸高田市としてこれとって決め手があるもんじゃございません。また、できるものからやっていって、農民の、市民の方の負託にこたえたいというのが基本的なことでございます。

何が成果があるか、何がどうかといっても、試行錯誤の中で動くようなこともたくさんあるわけでございますので、御承知いただきたいと思っております。

私の基本といたしましては、国、県の施策を重視しながら、今、我々が抱えている課題、例えば学校給食の問題ございます。それから、八千代の産直市の問題ございます。こういう新たな時代をうまく今とらえて地産地消に持っていくとか、こういう取り組みをしっかりとしていきたいと思っております。

どっちにしても農業の体系をしっかりとするためには、産地化ということが非常に今度は求められてきます。つくって余ったから買うてくれというんじゃないしに、こういう方向性をしっかりと対処していきたいと思っております。

議員御指摘のように、町ごとの違いがどうかとか、こういう細かいことの御要望がございまして、詳しいこと担当部長の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長 議員御指摘のとおり、特に中山間地域であります本市におきましては、小規模零細農家が主体でございます。将来の地域営農の担い手として集落営農の推進をJAさんと連携しながらこれまで取り組んできておりまして、今後もこの集落営農については、さらに地域へ推進をしていきたいというふうに考えてます。

具体的な取り組みといたしましては、先ほど市長も申しあげましたように、新たな産直市の展開でありますとか、将来へ向けた給食への地産地消の供給でありますとか、そういった状況を踏まえますと、現在の農家の生産体制というものの見直しが必要だろうというふうに思っております。

御承知いただいておりますように、JAさんの方で現在、八千代の民間における産直市の新規参入に対応するための産直の組織の見直しが行われ、JAさんの方でお世話をされて市内一円の一本化の組織が現在準備をされておるようでございます。そういった意味では、市の方もそれに支援をしてまいりたいというふうに思っておりますし、先ほどの補正におきましても野菜の講座に使用しますテキストの増刷でありますとか、そういったことで支援を考えておるところでございます。また、これまで実施しておりますハウス助成につきましても、小規模農家への支援として引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、そういった農家への技術指導、栽培指導についての体制でございますが、現在1名の技術指導員の設置をさせていただいております。ただ、これが十分に需要に対応できているかということになりますと、まだ体制といたしましては十分ではないというふうに担当部署といたしましては認識をしておるところでございます。これにつきましても、状況を見ながら技術指導員の体制を将来においては充実を図っていくという必要があるかというふうに思っております。

それから、市の農業振興計画についてでございますが、これにつきましても、平成15年の広域振興計画という形で、6町が農業振興計画を策定をされております。現在はこれに基づいた農業振興を図ってきておるところでございますが、既に5年を経過しておりますので、これについても平成21年度におきましては、この振興計画の見直し等の準備もしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 引き続き教育関係に対しての答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの学習補助員、家庭教育支援員等々についての御質問にお答えをいたします。

まず、学習補助員の配置でございますが、この配置によります期待をする効果といたしましては、学習のつまずきを解消することや学習意欲を向上させること。また、放課後に宿題指導によって家庭学習の習慣化

を図ること。担任の事務補助によって質の高い授業を展開できるようにすることということが期待をする効果でございます。

先ほどの家庭学習の習慣化ということがございますけれども、やはり家庭教育支援員というものを同時に配置することによって、そして学習補助員が本来ねらいとしておることも達成できるようにということで、学習補助員が配置するところへ家庭教育支援員も配置をしたというように御理解をいただきたいと思っております。

ただ、これは平成20年度の県費による家庭学習支援員でございますが、21年度につきましては、家庭学習支援員は県費ではつかないということがありますけれども、安芸高田市の場合には、その効果を考えまして、市単独で家庭学習支援員の配置を行うというようにしていくように考えておるところでございます。

体力、その他の項目につきましては、具体的に教育参事の永井の方が指導をしておりますので説明をさせます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事 秋田議員の再質問にお答えをいたします。

御存じいただいておりますように、20年度実施をしまいましたが、実質的には約半年間の取り組みということでございますし、今年度の成果等につきましては、具体的には3月に入ってからアンケート調査でありますとか、予定しております調査に基づいて分析をするということにしております。

しかしながら、現段階、教育長も申しましたように、学校からの聞き取りでありますとか、それぞれの学習補助員、家庭教育支援員に当たっていただいております方からの報告等に基づきますと、1点目の連携の成果ということでございますが、これにつきましては、1月末現在で学校訪問が33回、それから家庭訪問が28回になっております。その中で、特に家庭教育支援員の方の当たっていただく件数の中で、約半数以上が家庭環境の支援ということになっております。したがって、議員御指摘の学校教育の支援はどのようにということになりますと、学校現場にとりましては、今回のこの制度が非常に役に立っているということが今の数字からも伺えるのではないかというふうに考えております。特に、これも教育長が申しました家庭学習の定着ということについて言いましたら、家庭環境、とりわけ保護者の方の子育てに対する関心というものが大きく左右しますので、今年度の成果を正確に分析しながら、次年度へ役立てて行きたいというふうに考えておるところでございます。

それから、体力に関係しまして、健やかな体というのは学力の向上と関係があるのではないかという御指摘でございますが、まさしくそのとおりだというふうに考えております。

先般の調査の結果で、広島県は中学校が全国で30位ということでやや低迷ということでございますが、これを安芸高田市で見ますと、小

学校の5年生につきましては、全国47都道府県の体力合計点で見ましたところ、安芸高田市だけで見ますと、小学校5年生は男女とも第3位に位置づく結果が出ております。中学校は小学校より若干落ちますが、男子が12位、47都道府県ですね。それから女子が8位という、県全体の今回の結果から見ますと、非常に高い結果になっておるといふふうに考えております。

現在、詳細についての分析をしておるところでございますが、一番差が県あるいは全国と違いますのが、とりわけ小学校あたりで見ますと1日2時間以上運動しているといふふうに回答してる子どもの割合が、県全国と比較して約10ポイント、安芸高田市の方が上回っております。したがって、安芸高田市の子どもたちというのは、体を動かすことをいとわないといえますか、日ごろしっかり体を動かしているということが一つの今回の好結果につながったのではないかといふふうに考えているところです。

これにつきましては、平成16年度から平成18年度へかけての3年間、文部科学省の指定であります子どもの体力向上実践事業という事業に取り組みまして、学校はもちろんですが、保護者、地域の方、市民の方に大変な御協力をいただいた経緯というのがございまして、このあたりの効果が出ているといふふうに考えております。

体力と学力の相関ということで、これも別な調査でございますが、学校が楽しいということについてのアンケート結果も、小学生が90%以上、中学生が80%以上が楽しいといふふうに答えておりました。小・中学校とも現在非常に落ちついた教育環境の中で、子どもたちが教育を受けていると。このことについては、保護者、市民の皆さんの御協力はさることながら、教育委員会としましては、学校現場の教職員の自覚といえますか、努力も大きいといふふうに考えておりますが、引き続いて教育委員会が掲げております夢と志を持った活力ある子どもということで、今の今回の好結果をさらにいろいろな施策の中に、議員の皆さん方の御支援もいただきながら、さらに充実させていきたいといふふうに考えているところでございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 丁寧な御説明、御答弁をいただきました。  
再々質問ということで、最後に、再度、農業の振興という観点から市長にお伺いしたいんですが、今年度も計画の方、振興計画等も21年度、また策定等、あるいはJ A北部との連携はもう重々承知させていただきました。

私が農産物の生産であるとか、農業の雇用確保対策であるとかお伺いしたのは、言うまでもなく以前にも質問させていただきましたが、農林水産業の発展は財源の確保につながるということは、もう言うまでもご

ざいませぬ。ただ、先ほど答弁もいただきましたけど、すぐに農業がこういう施策で、こういう展開を迎えられるんだというような局面は望めないのは私も重々わかっておりますが、逆に、だからこそ将来をにらんだ計画、施策展開をしていかないと、本当の意味での農業の振興は私はないというふうに考えております。

そんな中で、今回の予算編成、前年度も含めて私なりに判断させていただくと、市長の施政方針に述べられている部分では、財源の有効活用のため、厳正な施策選択や重点化の推進を基本とされた予算編成ということ掲げられておりますし、県の方も集中と選択ということはもう前から言っておられますけども、そういった意味で、この農業施策については、本当に苦言になるかもわかりませんが、20年度と今年度、21年度の予算編成においてはそんなに変化が見られないし、先ほど申しましたように、本当に長い将来の、長い将来といっても10年も20年も前じゃなくて5年先を見なくてはいけないと思うんですが、そういった本当に基本的な施策展開を行っていくことが農業の発展であり、本市における基幹産業の発展、財源確保につながるという観点から、こういった質問をさせていただきましたが、最後にこういった将来的な、本当の農業の振興という形での市長のお考えをお伺いいたしまして、私の質問終わらせていただきます。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま秋田議員の再々質問に対してお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、現在まだ先々不透明なところたくさんございまして、例えば今の法人化についても、非常にどのような形態になっていくんだろうかと、国の体制もしっかりせんともございませぬ。それで、私の懸念しているのは、じゃあ法人に漏れた人はどうなるんじやろうかというようなことを将来的にもう少し実態を把握して、また次の展開も図ってみたいと思っております。

いずれにいたしましても、さっき申しました現状、課題もございませぬで、それぞれの課題との絡みの中で、これからはしっかり農業政策は考えていきたいと。予算化しなかつたからせんというんじやなしに、一応前向きで考えていきますんで、よろしくお願ひします。

それから、生産者の問題が非常にこれから問題になってきます。いわゆる産直市とか新しい農協との連携において、このことについて副市長の方がちょっと関連してますんで説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 この農業振興につきまして、市長なり部長が申し上げたのが骨格でございませぬが、20年度と21年度余り変化がないと言われましたが、私は随分前進をしておると思っております。

国、県の基本線は足腰の強い農業、担い手育成、集落営農と、これはぶれておりませんが、安芸高田市の場合は20年度もあまやってブランド化の予算等取り組ませていただきまして、その結果、あきろまんに特化して、それをブランド米としての戦略、また産直とか等々の展開で黒米とかえびす茶の振興とか、ソバの実際の作付、販売、試食等はあらゆる分野で何ぼかずつは前進しておると思います。

問題は、なぜ農業をしないかということなんですよ。もうからない、所得が安定してないから、当然な答えなんですよ。そこで私が申し上げるのは、絶対にこれは連携を密にしなくてはいけないというのが行政の役割、生産者団体、要するにJAさんの役割ですね。そこで今、強く議論しておるのが、農業技術指導員の育成を強くお願いをしておるところでございます。今12人スタッフはおりますが、先般、農協の専務さんともお話の中で、3人は増員しようという話を進めております。要するに上のトップの方の言うことの意味がわかっとらんわけですよ、指導員さんが。目的を失っておられるわけなんですよ。何のために、ほんじゃあ農家行って、どういうものを作付して、どのような販売をしているのかわかってきてない、理解をしてくれとらんというのが、私は一番大きな要因だろうと思うんですよ。

それを解消しながら、地産地消というものに持っていかないと、安芸高田産の特化なりブランド化というのは出てこんだろうと思います。まず、その力を出してくださいと、そのためには全農が必ず各農協の単組へ全農の支援をしていくというパターンをつくっていただくということが第一の基本だろうと思います。幾ら机上論を言うても、現場で指導して、それが生産農家が信頼をしいただいて、生産拡大につながって、販路を開いていくというのが、まずもっての基本だろうと私は思っております。その中で、いろんな販路の拡大の中、行政の役割というのは出てくるわけでございます。

先般も農協の配布の中で三矢の教えではございませんが、人づくり、土づくりですね、それで産地化づくりというのが出ておりました。全くそのとおりなんです。これを見てもみますと、営農体系のあり方とか農業所得、そのときに指導体制、担い手、土づくり、要するに循環型ですね。これは市内の3つの堆肥センターございますが、それを最大限利用してやるというのを、今度は全農が取り組んで、それに見合ったような体制づくりをしていただくように今話が進んでおるところでございます。

それで、産地づくりについても、今の販売戦略を立てながら産地化、市内は先ほど部長が言いましたように、生産者の一つの部会を統一していただいたわけでございます。それによって市内6つの旧町がどこでつくっても、どのような販売路線をとっても、統一した単価で取り組めるいう安心・安全があるわけでございます。

そういったように、ぱっとしてすぐ結論は出ませんが、行政は行政としての支援、役割は十分私はやっております。その中には、どうしても

農協と連携を密にして、生産者の信頼を確保しながら、そういった販路の拡大、地産地消、しいては安芸高田産米を先般も教育長にお願いしたんですが、安芸高田の給食センターでは、ぜひとも安芸高田の米を食べていただくように、それぞれの給食センターの方へお願いをしてくださいというお願いもしております。着々と1個ずつできるもんから進めていくというのが私は基本だと思っておりますので、絶対に後退はしておりません。前進は何ぼかずつはしておると私は思っておりますので、よろしくお願いたします。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わります。  
これをもって秋田雅朝君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
13番 赤川三郎君。

○赤川議員 新政会所属の赤川三郎でございます。  
さきに通告しております火災警報器の設置の件についてお伺いをいたします。

ちょうどこの時期は空気が乾燥し火災の発生しやすいときでございます。全国的におきましても毎日のように火災が発生し、建物火災による死亡者が増加し、多くのとうとい命が失われております。犠牲者の7割が逃げおくれ、半数以上が高齢者であるとも言われております。火災発生時間帯は夜就寝時が最も多く、気づかないことが多いなどのデータも出ております。

安芸高田市におきましても、消防署あるいは消防団の努力をいただいておりますけれども、年間には約30件前後の火災が発生をしとるところでございます。中でも建物火災が最も多いと言われておるところでございます。このような状況から、住宅火災から犠牲者を減らし、大切な家族や財産を守るために、住宅用火災警報器の役割が重視され、消防法が一部改正されたわけでございます。新築住宅には、平成18年6月から設置が義務化され、既存のすべての住宅には平成23年5月までに火災警報器の設置が義務づけられたところでございます。

火災警報器の設置は、生命と財産への被害を最小限にとどめるための有効な手段と考えます。日常的な備えが重要である痛感しているものでございます。

そこで、次の3点につきましてお伺いをいたします。

まず1点目ですが、安芸高田市内での火災警報器の設置状況についてお伺いをいたします。いざ火災が発生したら、いち早く煙りを関知し、周囲に知らせ、逃げおくれを防ぐという有効な手段で警報器を設置することは大変重要なこととあります。火災警報器の普及率が高いほど犠牲者が減少するという、普及率により大きな差があるとのデータもあります。大切な生命、財産を守るため、設置状況を把握し、早期設置のための取り組みが必要と考えます。

2点目に、火災警報器の設置義務について、市民へどのような啓発をさ

れているのか、お伺いをいたします。情報の提供によっては、火災警報器の購入を集落、自治会などの単位での共同購入や一括購入により、安い価格で、安全で信頼のできる製品の購入などのメリットを有効に活用したいものです。住民へ啓発と情報の提供についての考えをお伺いいたします。

3点目に、設置費に対しての助成についてお伺いいたします。火災警報器は台所、寝室、階段への設置が義務づけられています。住宅の状況によっては、設置すべき箇所が多くなる家庭もありましょう。設置の必要性は理解しながらも、出費もかさむときでございます。早急には設置ができない家庭もあると思います。火災警報器の設置の促進のためにも助成の考えはないか、特に高齢者対策の一環として、高齢者世帯等への助成する考えがないかについて、お伺いをいたします。

答弁によりましては自席にて再質問をさせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの赤川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、現在の市内の設置状況についての御質問でございます。現在、正確な数字は把握しておりませんが、消防指導でのアンケートなどの結果から設置率を予想いたしますと、昨年5月現在で7.9%と推測しております。なお、昨年10月1日に総務省統計局が実施いたしました住宅・土地統計調査の中で、一部火災警報器の設置状況が調べられておりますので、この結果が出れば、ある程度、推計の精度も高まるものと考えております。

また、市営住宅では平成22年度末以降も管理する住宅について、3年計画で全戸に取りつけられるよう計画をし、今年度93戸への取り付けを実施いたしましたところでございます。

次に、市民への啓発及び情報提供は、市の広報紙や住民指導などの機会をとらえて現在行っております。平成23年5月31日までに、すべての住宅に設置されるよう、引き続き啓発を図ってまいりたいと思っております。

なお、設置費に対しての助成についての件でございます。高齢者、障がい者の方々を対象に、現在、日常生活用具給付事業を設置しております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 ただいまの答弁をいただきました中では、高齢者の方には若干の助成もしておるといってございますが、市全体としては、まだ普及率が7.5%という本当に低い数字でございます。火災は人災とも言われるところでございますけれども、自分のことは自分で守る自主防災が一番ということはいくよくわかっておるつもりでございますけれども、そうは

いいながら、やはり行政として住民の皆さんへいかなる情報を提供し、啓発していくこということが必要であろうというように思います。

特に昨今、高齢者の方を対象に振り込め詐欺とか、あるいはまた消火器の高額での押し売り等々悪質なものの事例があるわけでございます。そういったことで今回、火災警報器の義務づけによって、そういった押し売りの悪質訪問販売等々が、現状の話は聞いておりますけれども、ここらあたりを市としてどのようにして情報提供し、市民の皆さんに設置していただく方法を考えていかれるかということになろうと思っておりますが、特に高齢者の方、あるいは認知症の方等々については、既にそういった助成も考えているということでございますが、市民全体にして、これからいかにして普及率を高めるかという手段として、これからの考えをお伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの赤川議員の再質問にお答えをいたします。  
支援のお話でございますけど、高齢者、障がい者については、現在の制度を活用してもらおうと。それで、全市民を対象に補助するかということもございまして、これ県下ちょっと調べてみましても非常に少ない、事例が。これは課題として受けとめておくと。まず、できることは法令で23年5月31日までにすべての住宅に設置されるということが決まっておりますので、我々も、市もできる手段を使って、例えば広報活動、または会合の場面を通じまして市民の方に徹底して、できるだけ設置をしていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
13番 赤川三郎君。

○赤川議員 ただいま答弁いただいたわけでございますが、要は市民の安全・安心のために、そういった法制化されまして義務づけになったわけでございますので、その23年5月31日までは、全戸が取り付けられるような情報提供なり啓発を、なお一層続けていただきたいということを要望しまして、終わります。答弁は要りません。

○藤井議長 これをもって赤川三郎君の質問を終わります。  
この際、14時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
3番 児玉史則君。

○児玉議員 3番 児玉史則でございます。

通告しております3点について質問いたします。

まず、第1点目は、子育て環境の今後の取り組みについて、市長のお考えをお伺いいたします。

市長は、平成21年度施政方針の中で、第3子以降の保育園児にかかる費用を無料化する旨述べられております。この趣旨には大いに賛同するところでございますが、残念ながら在宅で子育てをされる御家族の方の御支援にはつながらないように思います。

本来であれば、乳幼児保育は在宅で2歳あるいは3歳まで行うことがあべき親子の姿であり、家族の姿と思いますが、本内容は保育園に預けることを推奨されているような感じをお受けいたします。また、現在、第2子に関しても保育料が半額となっておりますが、これも同様に保育園に預けられることを進められているようにお見受けいたします。

市長は、高齢者の方の在宅介護を進められておられますが、子育てもまさに同様で、在宅で子育てをされる方も応援すべきと思いますが、いかがでしょうか。やむを得ない理由により、保育所や幼稚園に預けられる方は別としましても、在宅で子育てをされる方には保育料並みの助成をし、在宅での子育てを支援すべきと考えますが、市長の御見解を伺います。

次に2点目、24時間保育に関し、市長のお考えをお尋ねいたします。

現在、24時間保育に関し、保護者のニーズ調査を行われているとのことですが、本県もやむを得ない事情がおありの方に関しましては対応が必要と考えます。しかし、優先すべきは、やはり本来あべき親子の姿、家族の姿を守ることこそが重要で、そのために行政として何が支援できるのかといった観点から御議論いただくことこそ重要と考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、3点目といたしまして、県立高校への安芸高田市としての今後の取り組みについて、市長のお考えを伺います。

安芸高田市の県立高校は三次地区に属しておりまして、3年前までは13校ございましたが、3年前の通学区の規制廃止に伴い、現在、三和高校が廃校、高宮高校含め2校が募集停止と、県下でも一番厳しい状況に置かれております。

公立高校は県の管理下に置かれているわけですが、高校の廃校は地域の衰退に多大なる影響を与えますし、また、これからの家庭での御負担は、今後の経済状況を考えますと、大変厳しい時代になろうと思います。私立高校への進学や、通学費がかかる学校への進学が難しくなることが予想され、これまで以上に公立高校の重要性が高まるものと思います。公立高校の存続に向け、三次市、庄原市とともに広域的な問題としてとらえ、問題意識を共有することが重要と考えますし、市内への高校の援助も必要と考えますが、市長の御見解を伺います。

なお、再質問がございますときには自席にてやらさせていただきます。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、子育て環境の取り組みについての御質問でございます。

御指摘のように、子どもの発達の中で乳幼児期は心身の発育、発達が著しく、人格の基礎が形成される時期でもあります。個人差が大きいこの時期の子どもたちの一人一人の健やかな育ちを保障するためには、心身ともに安定した状態であることのできる環境と、愛情豊かな大人のかかわりが大事であると考えております。

このことは保育所に預けている、いないにかかわらず同じだろうと思っております。出産後すぐに保育所に子どもさんを預けて仕事を継続しておられる方や、出産を期に勤めをやめられて在宅で育児に専念されている方などさまざまでございます。保育所など児童福祉施設に預けられておられない方の在宅の支援につきましては、子育て支援センターで現在実施をしております。また、全部の保育所で、体験入園や園庭開放などを行っており、子育てに関する相談や交流の場として今現在、御利用をいただいております。が、議員御指摘のように、十分な対応でないということは認識しておりますので、今後さらなる在宅支援のサービス向上についても考えてまいりたいと思っております。

健やかで産み育てられる環境づくりについては、今後とも検討してまいりたいと思っております。

次に、24時間保育につきましては、現在、次世代育成支援対策推進法に基づいて、市として策定すべき行動計画について未就学児と小学生までの保護者の方々の実態調査を行っております。子どもたちの日々の生活実態や保育サービスの利用の意向などさまざまな観点から状況を把握してまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。

次に、市内県立高校への支援についてのお尋ねでございます。

現在、市内には、吉田高校、向原高校、高宮高校の3校があります。しかし、議員御承知のとおり、高宮高校につきましては、昨年7月の広島県教育委員会議において、県立高等学校等再編整備基本計画に基づき、平成21年度から生徒募集を停止することが決定をされました。

私といたしましても、市内から県立の教育施設の灯が消えることは、過疎化に一層の拍車がかかり、地域の活性化という観点からも大きな課題が生じるということで、早速、教育委員会とともに募集停止についての再考を県の教育委員会に要望したところでございます。

議員御指摘のように、今日の経済不況を考えますと、私立高校への進学や通学費等負担のかかる遠距離高校への進学は難しくなることが予想されます。

したがって、私といたしましても、市内の残る2校の県立学校が、これまで以上に教育内容を充実させ、将来の進路に対する希望が持てる特色ある県立学校として活性化できるよう、できる限りの支援をしてまいり

たいと、今現在、考えております。

先般、県の事業の説明会ありました。先般、市長、町長会議の席におきまして、知事及び広島県教育長に対しまして、安芸高田市内の高等学校、向原、吉田高校が広島県教育委員会が指定する高等学校学力向上対策事業の該当校として指定されることを強く要望したところでございます。

なお、近隣市町との連携につきましては、現況を見ながら必要に応じて取り組んでいきたいと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

3番 児玉史則君。

○児玉議員

ただいまの市長の御答弁で、子育ての環境ということ、さまざまな子育て支援を行っていただいているということは、私ども理解しております。また、今後の在宅に関する支援のあり方を御検討いただくというのは非常にありがたいお言葉をいただいたように思います。

なかなか無料といいますと、安易に乳幼児を保育所、保育園に預け働くことを優先される御家族がふえるのではなかろうかということ懸念しております。2歳あるいは3歳までは家族とともに過ごす時間をふやしてあげる、赤ちゃんが泣いていれば、はらはらしながら心配をする、赤ちゃんの笑顔を見て親としての幸せを感じる、そういう時間をふやしてあげることに支援をすべきだろうと思っております。

違った角度から見ますと、現在、私は広島県の高校のPTA連合会の役をいただいておりますが、その会合の議論の中で、保護者が親として成長していないといった考え方をお持ちの方が非常に多くなっております。これらはリクルートの全国の高校の対象に調べられたアンケートの結果にも数値で出ております。

なぜ親が成長しておらんのかということになるんですが、高度経済成長時代、いわゆる右肩上がりの時代に、働く人にとって非常によいシステムができ上がってきておると。ゼロ歳からの保育、24時間保育、高齢者の方の福祉施設、これらはお金を出せばすべて預けることができるシステムになっておると。家族に対し責任を持つことが減っておると、このことが一因ではなかろうかという考えもあります。そして、半世紀近く右肩上がりが続いておったわけですが、その時代になくしたものと申しますと親子のきずな、家族とのきずな、地域とのきずながなくなってきたのではないかと。また、親が育たず家族が壊れ、地域が壊れつつある、こういうことが現状ではなかろうかと思っております。

これからの時代というのは、右肩上がりの時代はもはや終わりを迎え、市長おっしゃいますように時代が大きく転換しようとする今、これまでの判断基準を変える必要があるのではなかろうかと思っております。

働くことが優先されるシステムから少し見直しを行い、家族のきずなを優先し物事を判断していく。一度片方に振れた振り子を戻すためには、

行政の手助けが必要と考えますが、市長の御見解を伺います。

また、24時間保育は、現在いろいろ調査されてるとのことですが、現役の方に御意見を聞くのではなく、乳幼児保育を終了されている中学生の保護者、高校生の保護者の方の御意見もぜひお聞き願いたいと。違った見方を持っておられる方もかなりおりますので、その辺はぜひ広範囲な御意見を聞いていただきたいと思います。そのあたりの市長の、またお考えをひとつよろしくお願ひいたします。

それから、市内の高校への県への要望等の御支援は大変ありがたく、今後PTAといたしましても後押しをして、特色ある学校づくりに協力していきたいと思ひます。

また、市内の特徴というのは、学力の前に文科省が言っております人間力というのを今使っておりますが、人としての基礎を地域から学ぶことができる。この地域っていうのはすばらしい環境にある、このことこそ存続の意義あるところだと思ひます。

ただ、残念ながら、安芸高田市内の高校は、設備面のハンディを背負っております。広島市の市立高校は、市の助成ですべてクーラーをつけておりますし、県立でも生徒数の多いところっていうのはPTAの費用でクーラーをつけております。これらの設備面、クーラーがあるなしでもきょうび学校を選ばれるような状況になっておりまして、クーラーの取りつけはぜひ必要だろうと考えております。

先日の新聞では、広島市内の小・中学校にクーラーを順次設置していくことが記載されておりましたけども、保護者にとりましては大変負担の大きいこの設備面での支援に関し、市長の御見解を伺えればと思ひます。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの児玉議員の再質問に対してお答えいたします。

私も、今、老人に対する在宅支援というのは非常に考えておったんですけど、概念的にあっても議員さんから指摘されまして、子育ての在宅支援というのは初めて認識をいたしました。大切なことなんで、こういう今後認識を持って施策の展開に当たるということを約束をさせていただきたいと思ひます。

それから、24時間の調査範囲ということは、できるだけ議員御指摘のように、範囲を広げて多くの意見聞きながら、次の対応をしていきたいと思ひます。私の公約事項でございますので、実のある政策に結びつけたいと思ひます。

それから、高校への助成の件でございますけど、今まではややもすれば高等学校は県の話よというて言ってたんですけど、私、まちづくりの中で学校教育というのは非常に大きなウエートを占めていると、この県下の市内の高校を、やっぱし県だけには任せておけんという意味で、さっき御指摘のありましたクーラー設置等のことにつきましては、一応、

市が支援することを含めて、これから検討させてもらいたいと思います。事業の効果とか、そのことによってどういう便益があるんかとか、学力にどう影響するんかとか、こういうことを総合的に考えながら対処していきたいと思います。

それから、先ほど県に対してのステップアップ事業の要望してと言いましたけど、これちょっと画期的なことなんで、今まで県下、高田、山県で、これで全然受け入れておられません。これをやるともう学校創立以来のことになります。このことの大きなハードルを今努力してるんで、皆さんも機会があったら後ろからバックアップしていただきたいと思っております。どうか、あれどうなったんかとか、もうやる言うたんじゃないと勘違いしないように、こういう努力をしているということをしっかりここで訴えておきますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

これをもって児玉史則君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番 入本和男、あきの会。

さきの通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。

先日、第2次安芸高田市行政改革大綱の策定基本計画が出され、6町のサービスの住民負担の助成格差是正に努めることをあわせ、また長期総合計画、着実な実行計画を目指し、新たな改革視点の上に立ち、行政システムの抜本的な改革を実施することとしたと。また、民間企業の経営理念、手法の導入、成果の志向、顧客の志向、競争原理等を念頭に効率的な行政経営を目指した全庁的な取り組みを展開すると。

本市の行政姿勢も市民満足、成果重視、現場主義等、経営の観点を重視される方向に行くというところで、総体的に一定的な成果を上げていると総括されておられます。しかしながら、平成31年度には、現在の交付税と比較して22億3,900万という減収になるわけでございます。ところで2次行政改革は減量型改革や行政経営の考え方、また構造的な改革、量から質への転換、市民福祉の増進を図るために、職員一人一人が明確な目標を持ってみずから仕事に取り組むシステムをさらに充実させ、職員のモチベーションを喚起するということが不可欠であると。

また、市長も申されました総務省の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を策定し、さらなる改革の断行を示すものであるという方針を聞いたわけでございます。その中で、機構改革におきましては、歳入歳出の上において非常に大きな問題がありますけど、予算書を見ても人件費の面では減額に、財政計画では8億ぐらいの増になっていると私は見たわけでございます。

そこで、本庁の組織編成と支所の今回の2課に対する職員の配置について、どのような考えをお持ちか伺います。また、施策の中にも、支所に公共施設の統合と公共性の高い各種団体の集積についてうたってありま

すけど、どのような施設、団体を集積されて支所の充実を図ろうとされてるのか、伺うものでございます。

次に、消防体制でございますが、昨年9月に可搬ポンプの整備計画を出されました。特に美土里、高宮は、非常に多くのポンプを持って更新期に来ると。しかしながら、反面、北分駐所の充実も出されております。現状維持も大事ですが、ある面では経費の削減を図り、ある面を充実するというのが、将来に向かっての政策ではなかろうかというふうに思います。その点について、どのようなお考えをお持ちか、伺うものでございます。

また、消防だけとは限らないわけでございますが、災害時に避難をする際、支援の必要な人、また支援物資の配布を行うとき、個人情報現在統一されてないと、共有しなければやはり生命の安全に欠けると思いますが、その扱いについて、どのような関連を持つとるか、伺うものでございます。

また、先ほどから市長さんの言葉の中に、よそのまねよりか、わしはわしらしい特徴のあることをやりたいんだということで、まごころ代行サービスというものをやられとるわけでございますが、これは職員の提案で、市長を含め全職員の自宅が市役所の出張所となり、市民の皆様に行行政事務の取り次ぎをすると、まごころサービス制度を創設したと。市民の皆様にというところに問題があるかと思いますが、これは対象者は65歳以上の高齢者、障がい者の方というふうになつとるわけで、市民の皆様とは言えない部分があるわけでございます。その点で、今後、先ほどから出ております子育て支援等、また若者定住の中で、どうしても日曜日にしか行政の窓口に行けない人、そういう方にとっても、この対象者の拡大が必要があるかと思えます。

また、このサービスを始められて、どのような成果があつて、具体的な件数があるか、伺うものでございます。地域によっては、職員のいない地域もあろうかと思えます。せっかく職員のボランティア精神で危険を顧みず犠牲心を発揮されたものが、どのような形で生かされておるのか、伺うものでございます。

4番目の地域福祉の推進については、同僚議員がすばらしいデータのもとに伺われたわけでございますが、私はどのような事業主体が軸になって、この問題を進めていかれるのか。当初、市長さんも自主消防でこういう提案が浮かんだと言われました。まさしくゆうべ私の地域でたまたま自主防災組織の設立の話がありました。そのときに救護班の話がありました。やはりここでヘルパーとか看護婦さんとか、そういうある程度の資格を持った人が必要だなと、全くその発想されたんも間違いのないなというふうに思ったところでございます。

物事を知らずにつくるよりか、地域においては消防団のOBがおり、また、情報のITの豊かな人がおるという中で、この市民総ヘルパー構想というものは、できる者ができることをするという形では、振興会を

含め、そういう形で支援が必要になってくると思います。そのためには、そういう組織をつくるためにも、どうしても行政並びに社協等の力が必要ではなかろうかと思うわけでございます。その点について、どのような形で、本当に協働のまちづくりの中の一環として、この形を具体的にされないか、これも絵にかいたもちになり、やはり将来、生命または財産を守る上においても必要な計画だと思っておりますので、具体的な内容を伺うものでございます。

5番目につきましても、同僚議員が聞いておりますので、あえて私も重複する分は避けますけど、既に答弁書ができると思っておりますので、その答弁書の回答によって再質問をさせてもらおうという形にさせていただきたいというふうに思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの入本議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、組織機構についての御質問でございます。

御承知いただきますように、本市の組織機構改革につきましては、昨年12月定例議会において御審議をいただき、本年4月1日より施行することとしております。

この組織機構改革は、年々多様化、高度化する市民ニーズに対応するとともに、行財政改革の断行等により、今後、職員が大幅に減少する中、限られた職員で、より質の高いサービスを提供するため、これまで以上に効率的で市民にわかりやすい組織機構に改めたところでございます。

とりわけ本庁、支所に総合窓口課を新設をするとともに、支所の総合窓口課においては、市民に身近な各種申請受付業務を中心とした行政サービスを総合的に提供していくこととしております。また、本庁と支所を結ぶテレビ電話システムの運用等により、ワンストップサービスを目指した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、市民に身近で喫緊な要望に迅速に対処するため、新たにすぐやる課も新設し、より機動的なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。したがって、このような新たな組織体制を踏まえ、支所の職員配置につきましては、本庁各課と支所の総合窓口課並びにすぐやる課の役割分担を明確にする中で、支所に配置する職員数については、現在の3分の2程度になるものと考えております。

また、支所に公共施設の統合と、公共性の高い各種団体の集積についてのお尋ねでございますが、平成19年度から20年度にかけて策定いたしました公共施設利活用計画におきまして、地域拠点の整備方針として、支所を拠点として、周辺行政施設の効率的活用や適正配置を図り、行政、文化、福祉等の各種機能の再編、充実を推進をすることとしております。支所に導入する団体につきましては、土地改良区、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの支所や事務局、地域振興会、女性会、老人クラブなどの事務室を想定をしております。

なお、支所周辺の公共施設の統廃合につきましては、4月に機構改革を予定しておりますので、平成21年度中に、支所の改修とあわせ具体的な計画を策定して、議員の皆様にお示しをしたいと考えております。

次に、消防体制についての御質問でございます。

消防団の管理する車両は、現在76台を保有しております。経過年数25年を超える車両を毎年度計画的に更新整備をしているところでございます。特に美土里町、高宮町につきましては、平成20年9月に示しました安芸高田市消防団組織再編整備計画に沿って、今後も必要な車両を更新整備してまいりたいと思います。

また、災害時の避難支援に伴い、支援物資等の配布に必要な個人情報の取り扱いについてでございます。

安芸高田市個人情報保護条例の規定では、本人以外から個人情報を収集することなどを禁じていますが、個人の生命、身体、健康、生活または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときなど、一定の要件を具備すれば、法の適用を除外し、必要な情報を収集し、使用することを可能としておりますので、状況に応じて判断をしてまいりたいと考えております。

また、あらかじめ、災害時に自力で避難することが困難な方につきましては、市の一定の基準により、対象者を特定し、本人の支援同意を得て、安芸高田市に災害時要援護者避難支援制度を今後地域支援者の協力によりスタートさせる予定でございます。

次に、まごころ代行サービスについてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、このまごころ代行サービスは、昨年10月から制度化し施行いたしました。この制度は、職員が一人で外出することが困難な高齢者や障がい者等の交通弱者にかわり、各種申請手続や市役所への提出物の預かり、また身近な連絡や相談相手となり、直接顔が見えるサービスの提供と優しく開かれた市役所づくりを目指すため、市役所、本庁並びに支所等へ勤務する全職員がこのサービスに従事する仕組みとしております。

サービスの利用対象者は、一人で外出することが困難な高齢者や障がい者等、交通弱者とされる市民の方であって、具体的には65歳以上の高齢者、障がいを持っておられる方としておりますが、制度の創設上設定したものであり、厳しくこのことに固執するものではありません。

本来、職員のモラルの問題として、職員は市民から信頼される人間でなくてはなりません。市民の信頼を快く承る姿勢を備えていることが必要と考えております。

これまでの取り扱いの件数でございますが、証明等の申請手続など、正規のルールにのっとり手続を行った件数は、本庁14件、支所が12件、合計で26件と把握をしておりますが、特に手続の必要のない市役所への提出物の預かりなど、把握していないものまで含みますと、実際にはもっと御利用いただいたものと推察をしております。

このように、利用件数は総体的には多いとは言えませんが、この制度を利用いただいた市民がいらっしゃるといことは、市民のニーズにこたえることができ、サービスの向上につながったものと一定の評価をしているところでございます。また、サービスを実施する対象者につきましては、今後、民生児童委員等を対象にできないか、また検討してまいりたいと思っております。

今後におきましても、量の問題でなく質の問題として、これまで同様この制度を継続し、一層市民に親しまれ、信頼される職員、市役所を目指すとともに、市民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、地域福祉の推進についての御質問でございます。

事業の主体として、どこが行うのかという御質問でございます。

3つの基本施策のうち、1点目の地域の介護職の養成を図るための2級ヘルパー受講支援事業補助金につきましては、県の指定を受けた訪問介護員養成講座を受講された市民に対し補助金を交付することを基本としております。また、指定を受けている吉田高校の養成講座に対しては、高齢者支援センターから講師を派遣したり、講習用介護用品購入に対する補助金を交付することとしております。

2点目の家族に向けた介護技術や知識の普及につきましては、事業主体は市でございますが、事業の実施を実際に地域で介護相談にに応じていただいている6地域の在宅介護支援センターに委託する予定でございます。

3点目の地域の介護力向上に向けた介護技術、知識の普及につきましては、一般啓発部分、具体的には地域での男性向け介護講演会や認知症理解講演会は、高齢者支援センターで直営での事業実施を予定しております。市民介護サポーター養成講習は、事業の実施を安芸高田市社会福祉協議会に委託をしたいと考えております。

なお、学校教育につきましてもの質問につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 学習補助員、家庭教育支援員についての御質問でございます。

まず、学習補助員についてでございますが、21年度は、学習補助員は学校数の多い吉田小学校は2名、他の小学校には各1名配置する予定にしております。

成果でございますが、先ほどの秋田議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、6カ月を試行した結果、学校からは、漢字、四則計算の習得等児童個々の目標を達成してきているばかりでなく、算数が好きになったという児童の声等、学習意欲の向上に関する成果、また、宿題の提出等の向上、学習習慣の定着に関する成果が報告されております。

次に、家庭教育支援員についてでございますが、21年度は2名の配置を予定をしております。市内を2つのエリアに分け、それぞれの家庭教育支

援員が拠点校を中心にしながら、エリア内の担当校の相談に応じるよう計画をしております。

今年度の成果でございますが、家庭教育支援員が関係機関に連携をとり、ケース会議をコーディネートし、家庭への支援体制を充実させた結果、保護者の子どもへのかかわり方が改善された等の事例が報告されております。さらに学習補助員、家庭教育支援員の両者から支援を行うことで、家庭での学習習慣が改善された事例もございます。

次年度におきましては、教育委員会との連絡協議会や研修会の開催、学校訪問による指導等を今年度以上に充実し、さらに効果的な活用が進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

16番 入本和男君。

○入本議員 組織機構についてでございますが、市長さんはグループ制を廃止されて、今回、グループ制の特徴は隣人の事務ばかり住民の方がお尋ねに来られたとき、担当でない者がわかりませんということがなくすることが業務を標準化して時間外を少なくするという効果もあると言われたものをなくすということは、専門制をするということになるかと思うわけでございます。

そうした中で、私は支所と本庁、吉田支所の場合は建設課に総合窓口を置くと言われたんですが、やはり業務を分けるということが大前提にあるかと思うわけです。それで、市長さんがちょっと失言か、聞き違いかわかりませんが、吉田の方、本気でえっと考えたらんと、同僚の議員の質問のときにちょっと言われたのが、私は頭に残っとるわけでございますが、それはちょっとそのあたりを、建設課を置いときゃええんじやというような感じにとられましたんで、吉田支所はやはり2課になったわけでございますので、総合窓口課とすぐやる課を当然この際に、分室をつくるのとは違いますので、私は今回の財源、支所長決定という中で、優先をされる中で、やはりそういう6町が同じ土俵の上でやる方が一番ベターではなかろうかと思うわけでございます。

当然、人事異動を4月1日でやられる上において、このたびの人員削減並びに3分の2の減少を市長はするというふうに言われましたけど、やはり支所におきましても、事業化があつたりなかつたりとか、また道路の距離面数が違うたりとか、いろんな総合的なものがあって、今からは平等に物事する上においては、基準というものを設けて人事をすると、一律に何名というのでは、やはり事務量も違うと思いますので、また地域を監視して歩くにしても違うと思うわけです。

本来から、合併後は周りの支所の人には余り好感を持っておられないという状況でございます。この中で、2課にした効果を出すためには基本基準を設け同等に扱うというところが大きな、ただ一律に3分の2というのでなくて、やはり今から前向きに情報公開をされて、市民の納得される

人員配置が必要だと思いうわけでございますが、その点について伺うものでございます。

また、機構改革の上において、職員の派遣に関する条例ができておりますけど、これはどのように活用しようとしてされているのか、21年度において伺うものでございます。

そして、施設の統合の中で、団体名は聞こえたんですが、所によっては商工会、人権会館、教育分室等の問題もどのような形で公共施設として統一できるのか。4月に示しますという面もあるわけでございますが、歳入歳出のバランスというものは事業費の軽減も当然人件費の削減よりかそちらを削減して行く方が、やはり働く人にとっては意欲が出るのではなかろうかと思いうわけでございます。その点について、再度、施設または団体名は詳しく聞かせてもらったんですが、そういう節減の面を非常に前向きで物事をやろうとされているのは私は悪くないと思いうんですが、どっかでやはり経費の削減に、多少不便があるかもわかりませんが、支所が人が出入りするということは充実につながると、いろんな人の情報がそこに集まるという面では、私は市長さんが言われとる分については、施設の統合制とか集積というのは、非常に前向きな発言であって、地域の活性化、また振興会中心とした形では、非常に効果のあることだと思いうわけでございます。

我々も経費の面でも、人件費、職員が23年度まで約束されているというふうにも財政計画ではうたっているわけでございますが、そういう面で、やはりどこかで財源を節減することも、この機構改革の中には当然必要性を感じると思いますので、そのあたりを伺うものでございます。

次の消防の問題でございますけど、これにつきましては、やはり市民が一番望んでおられるのは、北分駐所の充実ということをやったおられるわけでございます。これは美土里、高宮を通してつくった施設であることは、もう間違いないと思いうわけです。しかしながら、一方では、そういう未整備の可搬ポンプの整備が計画にあわせて整備すると言いますが、やはりどこかを節減されて、これを充実してあげますと言っとけば、やはり市民は納得されると。生命と財産を守る上において、自主防災で火事を少なくし、生命の分については福祉課が健康管理でやっても、なおかつ事故等で防げないものがあると。こういうものに対しては、救急車を24時間体制でできますよと、そういう消防が抱えとる問題を、この2町について、当然、他町の4町がしとると同等の規模にされて、分駐所の充実する方が、私は市民への投資効果が大きいんじゃないかと思いうわけでございます。その点について、可搬ポンプの整備と北分駐所が一体になろうかと思いうわけですが、その点について伺うものでございます。

また、自主防災が非常に叫ばれとる中で、つくづく内容を熟知してみますと、やはり昔のもやいじゃないですけど、お互いの互助会の精神がそこにたくさん入っていると思いました。市長が言われることからすると、市もできることからするんなら、住民もできることからすると

言えば、振興会の中での自主防災は、当然、そういう大きな位置づけが  
あろうかと思えます。

その中でも、やはり個人情報という問題が出てくるわけでございま  
す。情報がやっぱし自主防災一つにしても、地域の方は割とそういう問  
題を管理するのはしやすいんですが、そうはいつでも高齢者が在宅でな  
くて養老院の施設とか、入られとることまで立ち入って聞くというところ  
までは把握してないケースもあるわけでございます。また、社協におき  
ましても、赤十字から災害物資が送られても情報がもらえないという  
ことがあります。先ほどの答弁の中には、市長の判断によって、集約  
している情報というものをどのような集約があって、どのように活用さ  
れて、どこまでが関連を持って連携をして、個人情報を集約されている  
のか、伺うものでございます。

中にも防災担当、福祉担当等、社協とかいうふう自主防災の中にも  
うたってあるわけでございます。そういう連携の中に、一つの情報が  
求めたときに、素早く提供されることが災害を最小限に食い止めること  
だと思いますので、その点について伺うものでございます。

それと、もう1点、災害時には市内業者の協力が必要で、防災体制等の  
確認をすることがありますが、どうなっているのかという20年6月の定例  
会で質問された方があるわけでございますが、その市内業者との災害時  
の対応は、どのような形の中に落とし込んでおられるのか、それもあわ  
せて、この際、別々に聞くよりいいかなと思いましたが、伺っております。

特に分駐所の問題は、美土里会場でも市民の声として出ておりますし、  
辺地に住まれる方は非常に不安を抱えておられるという面でも、安心・  
安全という言葉の中にもそういう問題が出てこようと思っておりますので、再  
度、伺うものでございます。

3番目のまごころの代行サービスにつきましては、今のような件数も出  
てきておるといって、これだけの方が職員のボランティアによってで  
きたということは評価するべきだと思いますが、条文の中にも、職員は  
福祉サービスを目的とするとうたってある中で、やはり対象者を勇気  
を持って広げていただきたいというのが、私はせつかくボランティアする  
んなら1人するんも10人するんも一緒だと、やったらやりがいがあると、  
市民の意識改革になつとるといのが、職員の中にもあらわれてくる  
と思えますし、また、市民の評価も上がってくると思っておりますので、再度、  
あわせて伺うものでございます。

4番目につきましては、3つの組織でやられるわけですから、これを統  
括するところがやはり必要かと思えます。そして、これは3年計画でや  
られるということになりますと、やはり1人専門職をつけて、例えばわかり  
やすく言えば、高規格道路やみたいに質というような形で、これは市長  
さんの目玉とされるというぐらいならば、そのぐらいの意欲を持って、  
これは1,500に達成するまでは、おまえに任せるんだと、やれという一つ

の総括が要ると思いますが、その点について伺うものでございます。

学校の教育についてでございますが、残念なことに家庭支援の方が効果がありながら2名というふうに向ったわけでございます。しかしながら、この人選という中でも、今回ふやされるわけですが、採用におきましては資格がなくてもいいとか、そうした一つの原則がうたってあるわけでございますけど、この4月から実施されるにおいては、既に採用の方も方向性が動いているんだというふうに、予算が通過せな動かれんと言われればごもっともだと思いますが、しかしながら、そう特殊な職種につきまして、やはり人選というものは、きょうのあしたにはおられないと思うわけでございます。多くの人数でございます。

また、子どもという対象で、経験豊かで学識とか、そういう、しかも教員免許は問わずということになれば、これまた大きな問題があるかと思いますが、その点について、どのような採用の計画をお持ちなのか、伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市市長 ただいまの入本議員の再質問に対してお答えをいたします。

たくさんあったので、ちょっと漏れたらまたこらえてください。また追加いたしますので、よろしく申し上げます。

最初に、私が吉田のことは考えとらんでもええというようなことを発言したということと言われたんですけど、こういうこと全くないんで、だれが言われたか、全くありません、これは。入本さん、ちょっと勘違いされたと思いますんで、よろしくお願ひいたします。ここで確認をします。こういうこと全くございません。6町のことはちゃんととらえられて、こういうことをやっていくということでございます。あったとしたら訂正をいたします。

それから、これから今の各支所の事務分担する中で、事務量については今後のやっぱし多いところは多いように配置するのが当然だと思いますけど、今、指示してることは、災害等、緊急な課題が出たら別に対応するという今しております。御指摘のように、ここの地域だけは特別な事務量があるというのがしっかり断定できれば、また組織等でも考えていきたいと、かように思っております。

それから、派遣条例をつくりましたけど、これがどうなるとるかということですけど、本来なら私は、職員が100人余るとるんだったら、半分ぐらい民間に出れば人件費が助かって、職員人件費の減にもなるということをマニフェストにも掲げております。ただ、実際問題、現場に実施に移してみますと、なかなか例えば公務員法という法律があったり、ちょっとできんことはないんですけど、まだ条例改正とか、法律の改定とか、いろんなことございまして、なかなか実施できないというのが現状でございます。ただ、当面できることはやらせていただいております。というのは、2名について、今この制度を適用してから、研修また

はそういう意味で派遣を考えております。

1つは、サンフレッチェの広島に対して職員を1人ほど派遣をするということですが、もちろん給料はサンフレッチェの方から出ます。こういうようなことをやらせてもらいます。

それからもう1点は、社協についても、給料について今、行政が支援しているわけですが、その分だけうちから引かせてもらおうかというような、今2名について、そういうことを考えております。

それから、教育分室等の今後の扱いにつきましては、あと教育の問題と一緒に教育長の方から、後から話させてもらいます。

それから、消防の件でございますけど、北分駐所の件でございますけども、現在、前市長は、これ非常勤職員で賄うことになってました。けどなかなか確保できません。もうできないんで、今回、改めて一般職員は採用しないんですけど、消防職は不足分だけもう採用しようという決断で、今、採用しております。それで、将来的にはもう職員で対応するというように体制を今固めてるところでございます。

いずれにいたしましても、あそこへ分駐所を置くことによって、例えば救急車を置きましたら1回に3人、4人乗ったとしても、24時間体制だったら10人以上ということになりますんで、非常にメンテ費もかかることでもあります。今後もこういうことについては、慎重に効果等を考えながら、またやっていきたいと、かように思っております。

現在のところ、臨時職員でなしに非正規職員で対当という形で考えております。

それから、個人情報の件でございますけど、全く御指摘のとおりなんで、いわゆる災害時等、個人情報だからといって、お年の方の情報を出さんわけにはいかないんで、この辺はどれだけ出せるかということは今、検討もしております。それから、弁護士とも相談しながら、どの程度まで出していただけるかということは、しっかり勉強して、支障のないように、できるだけ老人の方々が援護できるような形で整えていきたいと思っております。

それから、まごころ代行サービスについての対象を広げるということですが、今、夜勤の方とか、いろいろケース・バイ・ケースもございまして、この辺を踏まえながら、今後のまた課題にしていきたいと思っております。

教育関係については、教育長の方からよろしく申し上げます。教育分室等がどうなるかという質問がありましたので、ちょっとよろしく。違うんですか。(発言する者あり) それじゃあ済みません。失礼いたしました、さっき2名と言ったんですけど、八千代の開発公社へも1名派遣ということだそうでございます、今、3名が。

それから、支所機能の充実の中で、ちゃんとした職員の方も配置して、少数制へ、一般の方におってもらおうということのほか、今度から各支所に看護師さんもおってもらおうようにしてあります。非常に白い服を着てお

ってもらおうということは、市民の方々の安全を、皆さんが安心されるという方もおられますので、本当言うたら医師の方におってもらいたいんですけど、このたびだけは看護婦さんにちゃんといってもらって、ゲートボールの立ち会いをしてもらうとか、市民の方々の保健相談を担うという形はとっております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事 入本議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど秋田議員さんの御質問にもお答えをさせていただいたところですが、学習補助員の資格要件につきましては、スタート段階で当面は教員免許の有無は問わないと、しかし、21年度以降、柔軟に対応させていただくということでお答えをさせていただいておりますが、半年間の実施ではあります、必ずしも教員免許の資格を有している、それが必要であるということは考えておりません。したがって、21年度につきましても、そのあたりは希望者の面接を通しながら柔軟に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、家庭学習補助員、教育委員会としましても、国、県の補助を受けられなくなったということについては、大変残念に考えておるところでございますが、これも成果も上がっておりますので、21年度につきましても2名で、原則、市内を大きく2つに担当をしていただきまして、先ほど言いました学習補助員、あるいは学校との連携のもとに成果を上げていただければというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時00分 休憩

午後 3時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 再開いたします。

引き続き答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 失礼いたしました。さっきちょっと答弁漏れがございました。

ヘルパー構想の中で、将来的に組織づくり、専任者等を置く、つくったらどうかということなんでございますので、まず講習会等の動向を見ながら、次、これで終わらないんで、ちょっと組織づくりについては考えさせていただきたいと思っております。

また、各種団体につきましては、ちょっと総務部長の方が説明いたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長 支所への各種団体機関等の入所でございますけども、今、市長が申し

上げましたように、現在そのような団体が、支所によってすべてではございませんけども入っていただいております。さらに商工会でありますとか、状況によりましたら八千代支所みたいに教育分室が入ってるというケースがありますけども、そこらあたりはそれぞれの地域の実情に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

16番 入本和男君。

○入本議員 人事異動に対しまして、昨今の審議の中にでも、非常に安芸高田市としても方向性を抱える中で、組織機構の中で、今、私はヘルパーの件で専門員を置いたらどうかと言ったんですが、例えばこのたびありました葬斎場の問題、それから交通アクセスの問題とか、それから給食センターの問題とか、言うてみりゃ1人の課長さんが全部それを背負って答弁されるという形になっとるわけですよ。

だから、私はやはり特別委員会があるように、市長さんも、おまえ、思い切ってこれやれと、できるまでおまえがやるんだとやられた方が明確になり、それに集中して連携とって、何もかもやるんじゃないくて、専門性を設けることが一番このたびの機構改革に向けて私はいいかと思うんですよ。

やはり私も5つ、今回、施策の中から質問を選ばせてもろうたんですが、出せば出すほど、十四、五になったんですが、一問一答方式なら、もう少し市長さんも答弁漏れのないようにできるんですが、反問権もあったり、市長さんも、あんた、どう思うとるかねと言われたら、わしはこう思うとるいうて、いろいろ意見交換ができるんで、一問一答方式も次ぐらいには考えられるということなんで、我々議会としても意見を求められたときには答弁できる準備をしとかないけんという中で、そういう意味を込めて、私もその方が、専門的な方が、集約して機構改革において参考にしてもらえばと思って申し上げております。

それで、機構改革というのはしょっちゅう変わる言うたらおかしいんですが、確かに利便性を考えれば変えていかなくてはならないという中で、非常に難しい問題もあるかと思いますが、現在、職員の派遣にしても3名が出られたという形でおられます。そういう面では評価する面もあるうし、また、これを民間の方にも出されて、やはり広い視野に出されて、職員が経験してないことをどんどんそういう面で体験させていただいて、やっぱし市民の目線におりるということも大事だと思いますので、せっかく条例をつくったわけでございますので、これを最大限活用していただいて、今後の福祉サービスに努めていただければというふうに思っております。

それから、消防の件ですけど、私が特にお願いしたと申し上げるのは、可搬ポンプの整備をすれば、そこで人件費が浮くので、今20何台ずつ美土里と高宮ありますよね。それで他町では6台から7台なんですよ、

可搬ポンプが。そうすると、その差額の分を更新しなかったら、そういう人件費も出てきますよという提案なんです。だから、そこらを踏まえて更新されて、ここはせえ、ここもせえでは、今のように財源が追いつかんから、地域住民、消防団と相談されて、整備もしますが、他町6町見たらこういう状況で、そのかわり、その浮いた金を北の分駐所に投入しますという提案をしないとございますので、その可搬ポンプの整備と北の分駐所は一体だと申し上げるのは、そういうところでございますので、その見解について伺うものでございます。

答弁が漏れとるいうたら、災害時の市内業者との関係が、体制が、確立したかどうかいうのを聞いたかったかなと思います。

それで、まごころ代行サービスについては、要望になろうかと思いますが、前向きに検討するというふうに言われましたので、市民皆様にまごころ代行サービスをしますというふうな形を要望ときます。

それから、4番目の市民総ヘルパーでございますが、やはり先ほど申しましたけど、全国的なデータも非常に必要です。しかしながら、この中山間地域と、また、こういう常会というんか、振興会といいますか、そういう常会葬があるような地域では、やはりその合った形のヘルパー制度も私は必要ではなかろうかと思えます。

私も女性ばかりじゃなしに、男女共同参画の中では、やはり奥さんが不自由になられたら男性の方が見ておられる方もあります。また、最近人気のある料理教室も男性の人気があるとか、それから2世帯住宅を進めるということは、やっぱり介護の関係も、それも一つの手段だと思えますので、そのあたりの検討もしていただければというふうに思っております。

それで、5番目の学校教育のことですが、安芸高田市は3つのゾーンに分けてますよね、八千代・吉田、美土里・高宮、甲田・向原と。そういう面から見ても、やはり2分化したというよりか、3分化したという方が、まだ私らは理解しやすいわけなんです。そして、家庭ということになりますと、時間も非常にかかるわけでございます。その効果が出るとものを範囲を広げて少なくするということは、私は理解に苦しむわけなんです。教育には投資が必要だと、また、子育て支援という面から見ても、これは家庭支援じゃけ違うと言われればそうかもわかりませんが、子育て支援する上において、家庭支援をしないと子育て支援にならないと、そういう情報の中身をオープンされてないので、私がここでどうこう言うことはできないと思えますが、経費の面だけで2名にされたらと、それで範囲を広げたということは、私はせっかくの政策からすれば逆行してるというように思うわけですよ。だから、そういう点では、ただ長期総合計画にゾーンは書いてあるけど、あれは書いてあるけどこれとは別じゃと、どっかに結びつけた政策をしてもらわないと、我々とすれば理解しにくいというものがありますので、その点について再度伺うものでございます。

それと1点、市長さんが吉田のことはと言われたときには、これは議事録を見てもらったらわかると思うんですが、青原議員のときの発言でございますので、議事録を見ていただければ御理解ができると思いますので、私はそういうふうにとれますよと言ったわけですので、市長さんの思いがそこになかったということは重々わかっておりますが、しかし、建設課に置くんだというところは、私はそうでなくて、ちゃんと吉田総合窓口、それから吉田すぐやる課というものを設けてあげてくださいと、その方が市民に優しいですよということを申し上げておりますので、その点も含めて御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○藤井議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長 防災計画の中にある災害時の市内業者との連携の問題でございますけれども、ここに防災計画持っておりませんので、正確な、いわゆる表現はできないというふうに思いますが、建設事業者さんを含めて、それから市内の物資の購入等の問題、それから通信の問題等々をすべてそういった業者さんとの連携をとるようになっております。以上であります。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 再々質問にお答えいたします。

貴重な御提言ありがとうございました。一つ一つ身にしみる思いでございます。このことを今後の行政にしっかり反映いたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの家庭学習補助員のことについて御答弁をさせてもらいたいと思います。

確かに建設計画の中では、安芸高田市を3つのゾーンに分けていろいろ企画をなされておるということは重々承知しておるわけでございますが、昨年度配置いたしました家庭教育相談員につきましては、甲田と高宮を一つのグループにし、そして吉田と美土里を一つのグループにし、八千代と向原を一つのグループというふうに、総合計画の中にありますゾーンとは、3つのゾーンになっておりますけれども、学校の状況が違うというようなこともありまして、それぞれが適したところに行ってもらって、効果を上げてもらいたいということで配置をさせていただきました。

具体的に申し上げますと、これはもう広島県が全額負担をするということで、当初、我々の方はそう信じておったわけでございますが、広島県が国の委託を受けて市町村に実施をするように言うわけでございますが、ふたをあけてみましたら広島県は実施をしないというような報告を受けまして、それで、それならば必要最小限の人数ででも、それじゃあやらせてもらいたいということで、市長さんの方にも無理なお願いをい

たしまして、そして2名の補助員を確保させてもらったわけでございます。

先ほどおっしゃっていただきましたように、教育はやはり人ということがございますし、人も人の中の人間性ということもあるわけでございますが、やってみながら、これはもう一度、御支援いただいておりますような声があるならば、我々も内容を検討いたしまして善処していきたいと、このようには思いますが、今のところは、そういうことで市内を2つのゾーンに分ける中で、効果を上げるべく教育長として努力をしてみたいと、このように思っておるところであります。以上でございます。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わります。

これをもって入本和男君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。議事の都合により、あすから3月17日まで休会とし、次回は3月18日午前10時に再開いたします。

きょうは大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 3時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員